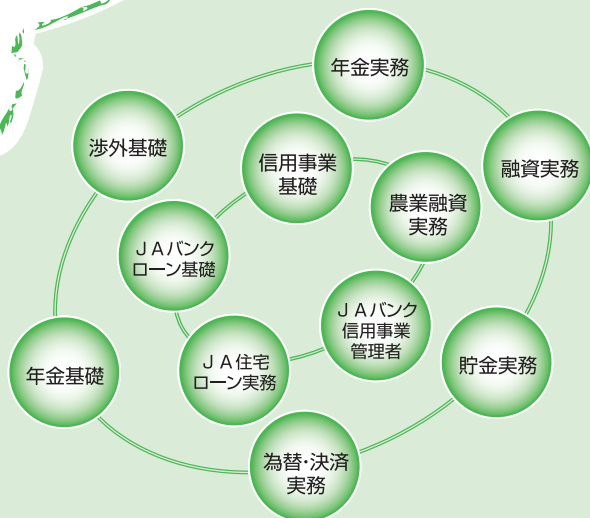


信用事業業務検定試験
試験問題と解説

貯金実務



系統信用事業の人材育成機関

試験問題編



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

貯金実務

[問1] 貯金取引における取引の相手方の確認について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。
- (2) 「客観説」とは、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。
- (3) 「主観説」とは、「預入に際して、他人(預入行為者以外の者)が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。
- (4) 「折衷説」とは、「客観説を原則としながらも、預入行為者が自己の貯金であることを明示または黙示した場合は、預入行為者を貯金者とみなす」という説である。
- (5) 貯金者を認定するにあたり、貯金通帳・証書・届出印章の占有者であることが確認できれば、真の貯金者として認定しても問題はない。

[問2] 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。
- (2) 未成年者と取引する場合には、法定代理人の同意が必要である。しかし、法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を持つので、直接に、法定代理人と契約を結ぶこともできる。
- (3) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (4) 一般に、個人と取引する場合には、相手方に「権利能力」と「行為能力」があることを確認する必要があるが、自然人(個人)は出生の時から「行為能力」を有している。
- (5) 自然人(個人)との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。

[問3] 成年後見制度等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族に限られる。
- (2) 被補助人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人をいう。
- (3) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度といい、この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。
- (4) 成年後見人は、家庭裁判所が個々の事案によって最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることはない。
- (5) 成年被後見人とは、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人をいう。

[問4] 法人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取締役会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持ち、指名委員会等設置会社(委員会設置会社)では、代表執行役が会社を代表する。
- (2) 「権利能力なき社団」と貯金取引をする場合には、法律的には法人格を有していない団体であり、構成員全員の名前で取引するのが望ましい。
- (3) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。
- (4) 会社法では、会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、持分会社には合名会社、合資会社、合同会社の3つがある。
- (5) 法人の目的は、定款または寄附行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。

[問5] 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 日常の貯金取引をする権限を与えられている経理部長と当座勘定取引を開始する場合に、代理人届は不要である。
- (2) 無権代理人が相手方と行った契約は、本人が追認した場合でも法的効果は生じず、無権代理人自身が相手方に責任を負う。
- (3) 法定代理人も任意代理人も、いつでも復代理人を選任することができる。
- (4) 代理人が代理行為をする場合には、本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。
- (5) 未成年者は代理人となることはできない。

〔問6〕 マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「疑わしい取引の届出」の対象となる取引は、取引時確認が必要な取引に限られる。また、実際に取引が成立しなかった場合は、疑わしい取引であると金融機関が判断した場合でも届出の対象にはならない。
- (2) マネー・ローンダリングとは、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為で、口座を転々とさせたり金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりすることをいう。
- (3) 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引が行われた場合は、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。
- (4) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。
- (5) 「疑わしい取引の届出」は、当局より示されている「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、事例に該当しない取引であっても、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

〔問7〕 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 1回当たり現金等による100万円を超える取引(入出金、両替等)を行う際は取引時確認が必要である。
- (2) 顧客が個人の場合の本人特定事項の確認書類として提示を受ける印鑑登録証明書は、作成・発行後3か月以内のものに限られる。
- (3) 住民票写しにより、個人顧客の本人特定事項の確認を行う場合は、金融機関から住民票写しに記載された住居あてに、当該取引に係る貯金通帳等の文書を簡易書留郵便等により転送不要扱いで送付する必要がある。
- (4) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、名称、本店または主たる事務所の所在地(本人特定事項)の2項目である。
- (5) 作成した確認記録は、通常取引等に係る契約が終了した日(口座を閉鎖した日等)から5年間保存しなければならない。

[問 8] 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があってはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (2) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を保管・運用し、約定の返還時期が到来したとき、貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する金銭消費寄託契約である。
- (3) 貯金契約は不要式契約であり、契約の成立に一定の方式を必要とせず、貯金通帳や貯金証書を作成・交付しなくても、貯金契約の効力発生に影響はない。
- (4) 手形・小切手等の有価証券の場合は、その証券自体(金額記載)に価値があるが、通帳類は単なる証拠書類に過ぎず、通帳類自体が価値を持つものではない。
- (5) 貯金債権は、債権者(貯金者)を特定している債権であるので、指図債権である。

[問 9] 貯金債権の発生(貯金契約の成立)および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい(なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする)。

- (1) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立する。
- (2) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが入金記帳したときに貯金契約は成立する。
- (3) 貯金債権の最も普通の消滅原因である貯金の払戻しは弁済にあたるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによって債権は消滅する。
- (4) 顧客がATMにより貯金の預入れを行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときが、貯金契約成立の時点と解される。
- (5) 貯金が当店券の受入れによる場合、その当店券の引落しが完了したときに貯金契約が成立する。

[問 10] 貯金の受入時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をした場合は、入金先が貯金債権を取得したことになる。
- (2) 通帳を持参せずに窓口入金した場合、通帳に記載がないので貯金契約は成立しない。
- (3) 振込依頼人の誤依頼により、仕向店が一度取組んだ振込を取消し(組戻し)する場合、受取人口座に入金・記帳後であっても、受取人の承諾を得ずに組戻すことができる。
- (4) 引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形も貯金として受入れできる。
- (5) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、損害賠償の責任を負うことがある。

〔問 11〕 貯金払戻し時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 番号札は、証拠証券でも有価証券でもなく、番号札を譲受けた人があっても、貯金を譲受けたことにはならず、貯金払戻請求権を取得したことにもならない。
- (2) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、役席者の判断のもとに、所定の代筆の手続きをとっても問題はない。
- (3) 貯金の払戻し時における印鑑照合は慎重に行われなければならないが、印鑑照合の方法について判例では、特別の事情がない限り、肉眼による平面照合をすればよいとされ、「折重ね照合」や「拡大鏡による照合」までは必要ないとされている。
- (4) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合は、担当者の判断で貯金の払戻しに応じてよい。
- (5) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他特に疑う事情がなければ当該払戻しは有効であるとされている。

〔問 12〕 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者からキャッシュカードの喪失事故の届出を受理した場合は、原則として旧暗証番号を取消して、新規に暗証番号の提出を受け登録する。
- (2) 代理人が変更になった場合には、本人(法人の場合は代表者)から代理人変更届と新印鑑票の提出を受ける。
- (3) 口頭か電話で貯金通帳や証書を喪失した旨の申出があった場合には、文書による喪失届を受理してから支払停止の措置を取ればよい。
- (4) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出ることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (5) 諸届を受理した後で、もしその変更内容どおりの処理等をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。

[問 13] 貯金保険制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が破たん前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、全額保護される。
- (2) 貯金保険制度で全額保護される「決済用貯金」とは「決済サービスを提供できること」「要求払い」という2要件を満たすものである。
- (3) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護される。
- (4) 貯金者保護の方法には、貯金者への保険金の直接支払と破たん農協・漁協の事業を受け継ぐ農協・漁協、信農連、信漁連、農林中金などへの資金援助の二通りがある。
- (5) 外貨預金と譲渡性貯金は、貯金保険制度の保護の対象外である。

[問 14] 偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預貯金者保護法)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の20日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッシュカードを使ってATMで払い戻されて受けた損害も補てんされる。
- (3) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失(重過失を除く)があることを金融機関が証明した場合は、金融機関の補てん対象額は5分の2に軽減される。
- (4) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が他人にキャッシュカードを渡した場合」は「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。
- (5) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。

〔問 15〕 金融商品販売法，金融商品取引法および消費者契約法について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品販売業者は顧客を保護するために，あらかじめ勧誘方針を策定・公表することが金融商品販売法で義務づけられている。
- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は債券，株式，投資信託などの価格変動リスクのある商品で，預貯金，定期積金は対象外である。
- (3) 金融商品販売業者は，販売が行われるまでの間に顧客に対して，「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を説明しなければならない。
- (4) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ，内閣総理大臣に申請・登録した業者でないと業務を行うことができない。
- (5) 契約の中に，事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一方的に害する条項があれば，消費者契約法によってその条項は無効とされる。

〔問 16〕 個人情報保護および貯金取引における守秘義務について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 個人情報保護法でいう個人情報は，生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日，その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合でき，それにより特定の個人を識別できるものを含む)とされている。
- (2) 全国銀行協会の「自主ルール」では，本人から，ダイレクト・マーケティングの目的で個人情報を利用することの中止を求められた場合には，当該目的での個人情報の利用または提供を中止しなければならないと定めている。
- (3) 組合の貯金業務において取得する個人情報は，貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された，氏名，印影，住所，電話番号等が該当し，貯金残高や取引履歴などの情報は個人情報に該当しない。
- (4) 金融機関の守秘義務は法律上明記されているものではないが，信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。
- (5) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で，個人の機微情報については，法令等に基づく場合など一定の例外を除いて，取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。

[問 17] 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の秘密は親子の間でも漏らしてはならないものであり、たとえ未成年者の親権者から残高証明書の発行依頼があっても応じることはできない。
- (2) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明してはならない。
- (3) 金融機関相互間の信用調査は、秘密保持義務を負う金融機関相互間の情報交換であり、その情報を他に漏らす心配がないということを前提に、秘密保持義務が免除されている。
- (4) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。
- (5) 残高証明書に記載する残高は、指定日現在の最終残高でなければならない。

[問 18] 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 財形貯蓄非課税制度とは、勤労者の財産形成を税制面から支援するために、少額貯蓄非課税制度とは別枠で、1人500万円までの財産形成貯蓄に対して利子所得を非課税とする制度である。
- (2) 一般財形貯蓄は預入日から2年間は払出しや譲渡ができない。
- (3) 非課税扱いの貯金残高がゼロになると、非課税貯蓄申告書の効力がただちに消滅する。
- (4) 障がい者等のマル特の対象となる公債は、国債、公募地方債、政府保証債である。
- (5) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進性が緩和されるので、一般に高額所得者には有利になる。

[問 19] 普通貯金の口座開設，受入れ・払戻し等について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は，謝絶しなければならない。
- (2) 普通貯金は要求払貯金であり，法的性質は，返還時期の定めのない消費寄託契約と解されている。
- (3) 普通貯金の口座の利用価値を高めるためには，公共料金の口座振替などをセットして，取引の複合化を図ることが大切である。
- (4) 窓口において現金で払戻す場合には，番号札(合札)の確認と同時に，請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であるが，顔見知りの顧客に対しては番号札の使用を省略しても差し支えない。
- (5) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になった場合，一般的には金融機関に貯金者に対しその旨を通知する義務はないとされている。

[問 20] 普通貯金の利息計算について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金規定により，利息を付ける最低残高は1,000円以上と定められており，各金融機関は付利最低残高を自由に定めることはできない。
- (2) 貯金利息の計算期間の日数の数え方は，預入日から払戻日(または解約日)の前日までである。
- (3) 利息計算の結果，1円未満の端数が生じたときは，その端数金額を切り上げることになっている。
- (4) 他店券入金の場合は，他店券が決済された翌日(手形交換の場合は手形交換日の翌日)から利息を付ける。
- (5) 普通貯金の決算利息は，当初預入日または前期の決算日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。

[問 21] 貯蓄貯金，通知貯金，納税準備貯金，別段貯金について，誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金は，受入れ対象を個人のみとする貯金で，法的性質は普通貯金と同じであるが，一定金額以上の残高を保っていれば，一般的には普通貯金と比べて高い金利が付与される。
- (2) 納税準備貯金の払戻しは，原則として貯金者とその同居の親族の納税(直接納付する国税と地方税)に限られる。
- (3) 通知貯金の据置期間は8日間，払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。
- (4) 通知貯金は，他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが，据置期間や払戻予告等の定めがあるので，法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。
- (5) 別段貯金は特約がない限り，利息を付けない取扱となっている。

[問 22] 総合口座について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総合口座にセットできる定期貯金は、①スーパー定期貯金、②大口定期貯金、③期日指定定期貯金、④変動金利定期貯金を対象としているのが一般的である。
- (2) 総合口座の貸越金を返済するため、返済資金を総合口座の普通貯金に入金すると、自動的に、金利の低い順に貸越金の返済に充当される。
- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は自動継続扱のものに限られる。
- (4) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の90%、または組合所定の貸越極度上限額(200万円としている金融機関が多い)のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金と、総合口座の普通貯金との名義は同一でなければならない。

[問 23] 当座貯金(当座勘定取引契約)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所の取引停止処分を受けて、満1年が経過していれば、当座勘定取引を開始しても差し支えない。
- (2) 当座勘定取引契約において最も重要かつ特徴的な点は、取引先が振出す手形や小切手等の支払を組合に委託するという委託契約を含んでいることである。
- (3) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためであり、金融機関が一般社会に対して負う道義的責任ともいえる。
- (4) 当座貯金は、定期貯金のように預入ごとに1個の貯金債権が成立するのではなく、預入と、小切手や手形による支払が一つの勘定(口座)を通じて継続的に行われ、その勘定の新たな残高が1個の貯金債権となるという貯金契約である。
- (5) 先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。

[問 24] 当座貯金の支払について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定規定では、手形・小切手の金額の一部支払ができる旨を定めている。
- (2) 線引小切手により店頭で現金支払の請求を受けた場合、線引小切手の裏面に振出人の届出印の押印があっても、その持参人に現金を支払うことはできない。
- (3) 同日に数通の手形・小切手等の支払をする場合に、その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは取引先の意向に従わなければならない。
- (4) 組合は手形・小切手の印影または署名を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合には、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については免責される。
- (5) 当座貯金の支払は、原則として手形か小切手と引替に行うが、貯金者本人に払戻すときは払戻請求書によって支払う。

[問 25] 当座貸越と過振りについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越契約は、当座勘定取引を前提とするものであり、当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (2) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとされている。
- (3) 過振りには、当座貯金の残高(貸越極度額を含む)を超えて支払う純過振りと、残高はあるが未決済の入金他店券を見合いにして支払う他店券過振りとがある。
- (4) 当座貸越取引は、金融機関にとっては、貸出や回収の資金計画が立てにくく、事務手続も煩雑で債権管理に相当の注意が必要であり、貸出利率も他の貸出に比べ若干高率になっているのが一般的である。
- (5) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知を発信したときにその効力が生じる。

[問 26] 当座勘定取引の解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引契約には、消費寄託契約のほか小切手・手形の支払を委託する委任契約が含まれており、委任契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができる。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。
- (3) 当座勘定取引の終了後、未使用の小切手用紙・手形用紙について、組合には回収義務があるが、取引先には返還義務はない。
- (4) 当座勘定を任意解約する場合、振出され(引受)て、まだ未呈示・未決済の小切手・手形がある場合は、できるだけ解約を保留し、支払完了後に解約するのが望ましい方法である。
- (5) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。

[問 27] 定期貯金の商品概要や受入れについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合(農協, 漁協等)が作成する通帳式定期貯金の貯金通帳の印紙税は, 一冊につき 200 円である。
- (2) いったん預入された定期貯金の満期日は, 変更することができない。
- (3) 定期貯金の満期日は, 預入した月から暦にしたがって月数を数え, 該当する月の預入日に相当する日としているが, 応当日が休日の場合はその翌日が満期日となる。
- (4) 定期貯金は, 払戻期限が貯金契約日から 3 か月以上経過した日に到来する貯金で, 法的性質は「確定期限付金銭消費寄託契約」である。
- (5) 普通貯金と異なり, 定期貯金の原資を他店券で受入れることはできない。

[問 28] 定期貯金の書替継続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 1口の定期貯金を2口以上に分割して, または2口以上の定期貯金を1口にして継続することができる。
- (2) 増額書替の場合は, 従来の定期貯金の継続部分は, 書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので, 同一性は失われたものと解されている。
- (3) 自動継続定期貯金は継続前, 継続後の貯金の同一性は明らかで, 継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (4) 定期貯金を満期日後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は, 定期貯金契約に反するため, 真にやむをえないとき以外は取扱いを避けるべきである。
- (5) 利息の全部を元金に組入れて継続する方法を「元利金書替継続」というが, 利息の一部を元金に組入れて継続する方法は「元利金書替継続」にあたらぬ。

[問 29] 定期貯金の中途解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組合が農協(漁協)取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。
- (2) 中途解約の代わりに行う貯金担保貸出について、判例では、民法 478 条の類推適用および貯金規定の免責約款の適用を認めているが、実務上は、相当の注意をもって、慎重な取扱いが必要である。
- (3) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。
- (4) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけであり、通常の満期払戻しより金融機関の注意義務は軽減される。
- (5) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っているということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認することも考慮すべきである。

[問 30] 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金の中間利払利息は、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。
- (2) 固定金利型の定期貯金、変動金利定期貯金ともに、預入期間中は約定利率を変えないことになっている。
- (3) 3月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は9月30日である。
- (4) 預入日が平成27年4月8日(水)で満期日が同年7月8日(水)とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は、91日である。
- (5) 期限後利息は解約日または書替継続日の組合所定の利率によって計算する。

[問 31] 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい(なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする)。

- (1) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象に、公募といった形で発行することも可能である。
- (2) 大口定期貯金の自動継続扱いは、「期日指定方式」と「定型方式」のいずれでも取扱いができとしている金融機関が多い。
- (3) 期日指定定期貯金は、1年間の据置期間経過後で金融機関が定める最長預入期限内であれば、任意の日を満期日として指定できる。
- (4) スーパー定期貯金の半年複利型は個人、法人でも利用できる。
- (5) 変動金利定期貯金は、満期日までの期間中に金利が下がれば、固定金利の商品よりも有利に運用できる。

[問 32] 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金は「諾成契約」であるとされ、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理すれば、第1回の掛金の払込がなくても契約は成立する。
- (2) 定期積金を満期日後に解約する場合の期限後利率は、各金融機関が自由に決められるが、解約日の普通貯金利率としているところが一般的である。
- (3) 給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われる。
- (4) 定期積金の鮮度比率(積金年齢)は、鮮度比率が低い(積金年齢が若い)ほど将来の資金増加の見込が高くなる。
- (5) 給付契約金の代表的なものとして目標式積金と定額式積金がある。目標式積金は、毎回の掛金を定め、毎月一定の日に払込むことにより満期日に給付契約金を受取るものである。

[問 33] 定期積金の契約、受入、支払や解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金の掛金が所定の掛込日よりも遅れて入金した場合は、延滞日数に応じて延滞利息を徴収するか、その分だけ満期日を繰下げるか、いずれかの方法をとる。
- (2) 定期積金の満期管理では、継続率と定期振替率を高めることが大切である。
- (3) 中止満期支払いは、当初の契約条件が充足されなかったわけであり、組合には給付契約金額(掛金総額+給付補てん金)を支払う義務はない。
- (4) 定期積金の掛金を決まった掛込日より前に入金した場合、先掛日数等に応じて満期日を繰上げる。
- (5) 現金と他店券とを一緒に受入れたときは、現金をいったん仮受金などに保留し、他店券が決済された日に一緒に払込の手続きをする。

[問 34] 外貨預金(外貨貯金)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場(TTB)が用いられる。
- (2) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。
- (3) 外貨預金を預入した時点で1ドル=110円だった為替レートが、解約時に1ドル113円になった場合、ドルに対する円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。
- (4) 外貨預金は、預金(貯金)保険の対象外商品である。
- (5) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。

[問 35] 国債および個人向け国債について、正しいものを1つ選びなさい(なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの(個人向け国債3年)を「3年もの」、5年もの(個人向け国債5年)を「5年もの」、10年もの(個人向け国債10年)を「10年もの」という)。

- (1) 国債は、金融商品取引法の規制対象商品で、販売・勧誘を行う際には、行為規制を守らなければならないが、組合は、契約締結後に商品の仕組み等を記載した書面を顧客に交付する義務がある。
- (2) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、個人向け国債に限られる。
- (3) 個人向け国債「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。
- (4) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」とも、マル特(少額公債非課税制度)は利用できるが、マル優(少額貯蓄非課税制度)は利用できない。
- (5) 個人向け国債は、中途換金することができない。

[問 36] クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) クレジットカードが日常生活の新しい決済手段として急拡大しており、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まりが向上する。
- (2) クレジットカードの取引は、カード会社、カード会員の2者間の取引である。
- (3) デビットカード(J-Debit)は、現在持っているキャッシュカードがそのまま買物に使えるうえ、クレジットカードのような年会費の負担がない。
- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合は、クレジットカードの機能に制限が加わるだけでなく、会員資格がカード有効期限内に失効したりカードの更新が中止となることもある。
- (5) JAカードは、一体型カード(クレジットカード+ICキャッシュカード)を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、JAカード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。

〔問 37〕 貯金の譲渡・質入等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の質入とは、貯金者が組合に対して持っている貯金の返還請求権を、債権者のために担保として差入れる財産処分のこと、貯金債権のうえに質権を設定することをいう。
- (2) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られるが、質権者は貯金債務者(組合)に限らない。
- (3) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計され、当然のことながら譲渡・質入ができる。
- (4) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。
- (5) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能などときでも、担保差入証に確定日付を徴求する必要がある。

〔問 38〕 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。
- (2) 債権者Aが裁判所に申立てをして、債務者Bの貯金に対する差押命令をBと組合に送達してもらった場合、Aを差押債権者、Bを第三債務者、組合を差押債務者という。
- (3) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから1週間を経過したときに確定して効力を生じる。
- (4) 仮差押と滞納処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、滞納処分による差押が優先する。
- (5) 貯金に対する差押命令とは、債務名義(例えば確定判決)に基づいて、裁判所から貯金者および組合に対して、「貯金の処分を禁止する」旨を指示した命令のことをいう。

〔問 39〕 相続制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 限定承認とは、相続財産中の積極財産の限度内で負債の弁済をするという条件付で相続する方法である。限定承認は相続人が複数のときも、各相続人は単独で行うことができる。
- (2) 被相続人との婚姻の届をしていない、いわゆる内縁関係の夫婦にも、お互いに相続権がある。
- (3) 非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1である。
- (4) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。
- (5) 遺産はすべて相続人に承継され、遺産の一部を他人に与えることはできない。

[問 40] 貯金の相続手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続人中に、未成年者とその親権者がいるときの遺産分割協議は利益相反行為であるので、家庭裁判所による未成年者のための特別代理人の選任が必要である。
- (2) 遺産の分割は、法定相続人全員の合意のもとに行うので、法定相続人が一人でも不参加あるいは反対のときは遺産分割協議は成立しない。
- (3) 相続人が一人の場合、払戻請求のあった相続人に対して一応遺言書の有無を確かめたうえで、存在することが確認できなければ、遺言書はないものとして取扱っても差し支えない旨の判例がある。
- (4) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し支払差止措置をとる。
- (5) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、これに応じる義務はない。

[問 41] 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手は要式証券といわれ、法律上の厳格な方式が必要とされ、それが満たされなければ、効力は生じない。
- (2) 商取引に基づいて、いったん手形等が振出されると、たとえその後で、商取引が解約されても、振出された手形等を所持している人の権利は失われない。
- (3) 10万円と書くのを誤って10百万円と記載して手形を振出しても、その手形の善意取得者は10万円しか請求することができない。
- (4) 約束手形と為替手形の場合の遡求権は、拒絶証書の日付から1年、拒絶証書不要のときは支払期日から1年、小切手の裏書人、振出人その他の債務者に対する小切手所持人の遡求権は呈示期間経過後6か月である。
- (5) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。

〔問 42〕 約束手形の要件等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形を振出す場合、受取人が法人のときは、法人名のほかに代表資格とその氏名を書く必要がある。
- (2) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効となってしまう事項を無益的記載事項という。
- (3) 支払期日のうち、「一覧払」とは、手形に特定の年月日を記入し、その日を支払期日とするものである。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出したものとみなされる。
- (5) 手形金額は必ず本国通貨で表示しなければならない、数字も漢数字で表示しなければならない。

〔問 43〕 白地手形および約束手形の裏書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めているが、これを裏書の担保的効力という。
- (2) 裏書の日付は、必ず記載するよう手形法で規定されている。
- (3) 裏書人は振出人と違って手形の絶対的支払義務者ではなく、担保責任を負わない旨を記載した裏書をすれば、無担保裏書をした裏書人は担保責任を免れることができる。
- (4) 裏書の資格授与的効力とは、裏書が連続していると、手形に被裏書人として記載された者は、その裏書によって権利を取得したものと推定されるということである。
- (5) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示といえないことから、金融機関としては白地を補充してから再度呈示してほしいと要求することもできる。

〔問 44〕 約束手形の支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形を支払呈示期間経過後に支払呈示すると、手形所持人は遡求権を行使できなくなる。
- (2) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。
- (3) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、再遡求することができる。
- (4) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。
- (5) 確定日払の約束手形の支払呈示期間は、例えば、6月30日(月)が支払期日(支払をなすべき日)だとすると、6月30日(月)、7月1日(火)の2日間である。

[問 45] 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形は同一人が2当事者を兼ねることも認められるので、これを利用すると約束手形と同じ働きをすることができる。
- (2) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する略式引受と、為替手形上に署名するだけの正式引受がある。
- (3) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負い、しかも支払期日から2年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求をすることができる。
- (4) 為替手形の引受呈示があった場合、支払人は直ちに引受をするかどうかを決める必要がある。
- (5) 為替手形は支払約束証券であるが、約束手形は支払委託証券である。

[問 46] 小切手の振出・譲渡・支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手は振出人が支払人(金融機関)に対して支払を委託して発行される有価証券である。
- (2) 小切手を「信用の用具」にするのを防ぐために、小切手法では支払人(支払金融機関)は小切手の保証ができない旨を定めている。
- (3) 小切手の金融機関への呈示は、振出日の翌日から起算して10日のうちにしなければならない。
- (4) 小切手の呈示期間には、土曜・日曜や祝日などの休日は含まれず、呈示期間の最終日が土曜・日曜や祝日などの休日にあたる時は、その前営業日までとなっている。
- (5) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また先日付であっても差し支えない。

[問 47] 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般線引小切手の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。
- (2) 小切手法上、「一般線引」を「特定線引」にすることは認められているが、「特定線引」を「一般線引」にすることは禁止されている。
- (3) 小切手の線引方法は、小切手の表面上の角の部分に2条(2本)の平行線を記入するだけで効力が発生する。ただし、線引は振出人だけが記入でき、小切手を受取った所持人は記入することはできない。
- (4) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、当座勘定規定で特約している。
- (5) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。

〔問 48〕 手形・小切手の紛失について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形を紛失した者は、公示催告をすることにより、支払義務者に紛失手形の金額と同金額の供託を求めることができ、そのほか、紛失者が相当の担保を提供して、支払を求めることができる。
- (2) 自己宛小切手を紛失した場合、金融機関は発行依頼人からの紛失申出を受けて、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶をすることができる。
- (3) 新聞に「手形紛失無効広告」(手形を紛失したので、その手形を無効にするという内容の広告)を掲載すれば、この広告だけで手形を無効にすることができる。
- (4) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することができる。
- (5) 手形を紛失した場合、公示催告、除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は、手形記載の支払地を管轄している警察署に申立てる。

〔問 49〕 手形交換制度・取引停止処分制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 参加金融機関は、利札、郵便為替証書、配当金領収証、その他金額が確定した証券で、当該金融機関が領収すべき権利の明らかなものであれば、交換に持出すことができる。
- (2) 取引停止処分制度は、特別の法律的根拠に基づくものではなく、各地の手形交換所が規則で定めている私的制裁措置であり、取引停止処分の効果は、その手形交換所の参加金融機関だけに及び、他の手形交換所の参加金融機関にまでは及ばない。
- (3) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。
- (4) 同一取引先が同一交換日に何件もの不渡を出しても、その回数は1回の不渡とされる。
- (5) 手形交換所では、第1回目の不渡届が提出されると、手形交換日から起算して3営業日目に手形・小切手の振出人等の名称、住所、資本金、支払金融機関名を不渡報告に掲載して参加金融機関に通知する。

[問 50] 手形・小切手の不渡届，不渡手形の返還方法等について，正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは，持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならないが，行内交換手形・小切手等については不渡届の提出義務はない。
- (2) 手形交換所規則で定められている0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は，0号不渡事由が優先し，不渡届の提出は不要である。
- (3) 手形交換所の参加金融機関は，取引停止処分を受けた取引先について，信用が著しく回復した場合でも，手形交換所に取引停止処分の解除を請求することはできない。
- (4) 手形交換所で交換された手形が，呈示期間経過後のため不渡となった場合には，不渡届を速やかに提出しなければならない。
- (5) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は，第2号不渡事由に該当する。

「試験問題解説編」



平成28年2月6日実施

〈第38回〉

目 次

貯金業務の基本

問1	貯金取引における取引相手方の確認	26
問2	貯金取引の相手方	27
問3	成年後見人制度等	28
問4	法人との取引	29
問5	代理人との取引	29
問6	マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」	30
問7	犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認	31
問8	貯金取引の法的性質	32
問9	貯金取引の発生と消滅	33
問10	貯金の受入れ時の留意事項	33
問11	貯金払戻し時の留意事項	34
問12	貯金取引における諸届	35
問13	貯金保険制度	36
問14	預貯金者保護法	37
問15	金融商品販売法および金融商品取引法	38
問16	個人情報保護、貯金取引の守秘義務等	39
問17	貯金残高証明書の発行、貯金取引の秘密保持	40
問18	源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度	41

流動性貯金・総合口座

問19	普通貯金の口座開設、受入れ・払戻し等	42
問20	普通貯金の利息計算	42
問21	貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金	43
問22	総合口座	44
問23	当座貯金（当座勘定取引契約）	45
問24	当座貯金の支払い	46

問25	当座貸越と過振り	47
問26	当座勘定取引の解約	48
定期貯金・定期積金・国債の窓販等		
問27	定期貯金の商品概要や受入れ	48
問28	定期貯金の書替継続	49
問29	定期貯金の中途解約	50
問30	定期貯金の利息計算等	51
問31	各種定期貯金の商品内容	52
問32	定期積金	53
問33	定期積金の契約, 受入れ, 支払いや解約	54
問34	外貨預金 (外貨貯金)	54
問35	国債および個人向け国債	55
問36	クレジットカードとデビットカード	56
貯金業務関連知識と手形・小切手		
問37	貯金の譲渡・質入等	57
問38	貯金に対する強制執行	58
問39	相続制度	59
問40	貯金の相続手続	59
問41	手形 (手形行為)・小切手 (小切手行為) の特性	60
問42	約束手形の要件等	61
問43	白地手形および約束手形の裏書	62
問44	約束手形の支払い	63
問45	為替手形の仕組み, 約束手形との相違点	64
問46	小切手の振出・譲渡・支払い	64
問47	線引小切手	65
問48	手形・小切手の紛失	66
問49	手形交換制度, 取引停止処分制度	67
問50	手形・小切手の不渡届, 不渡手形の返還方法等	68

正解と解説

貯金実務

● 貯金業務の基本

貯金取引における取引相手方の確認

問 1 貯金取引における取引の相手方の確認

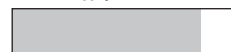
について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。
- (2) 「客観説」とは、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。
- (3) 「主観説」とは、「預入に際して、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示または黙示したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説である。
- (4) 「折衷説」とは、「客観説を原則としながらも、預入行為者が自己の貯金であることを明示または黙示した場合は、預入行為者を貯金者とみなす」という説である。
- (5) 貯金者を認定するにあたり、貯金通帳・証書・届出印章の占有者であることが確認できれば、真の貯金者として認定しても問

題はない。

正解率 83%

正解 (5)



↳ 解説

- (1) 貯金者認定で被る金融機関の不利な立場を救済するために、「貯金規定の中の免責条項」と民法の「債権の準占有者に対する弁済規定」がある。ただし、この免責条項による免責も、債権の準占有者に対する弁済規定も、金融機関の善意・無過失が前提となるので留意する必要がある。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 「客観説」とは、実質を重視する考え方で、「自己の出捐により自己の貯金とする意思で貯金した場合には、その出捐者を貯金者とみなす」という説である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 「主観説」とは、預入行為や意思表示等の外形を重視する考え方で、「預入に際して、他人（預入行為者以外の者）が貯金者であることを明示（はっきり言うこと）または黙示（暗黙のうちに意思を示すこと）したとき以外は、預入行為者を貯金者とする」という説で

- ある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 「折衷説」とは、「客観説を原則としながらも、預入行為者が自己の貯金であることを明示または黙示した場合は、預入行為者を貯金者とみなす」という説である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 真の貯金者を認定するためには、①出捐者（貯金をする意思をもって金銭を出した人）、②来店者（貯金をするために金銭を持って金融機関に来た人）、③貯金通帳・証書と届出印章を占有（保管）している者、④貯金の名義者の4点を確認する必要がある。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金取引の相手方

問 2 貯金取引の相手方について、誤っているものを1つ選びなさい。

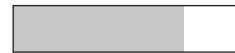
- (1) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。
- (2) 未成年者と取引する場合には、法定代理人の同意が必要である。しかし、法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を持つので、直接に、法定代理人と契約を結ぶこともできる。
- (3) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。
- (4) 一般に、個人と取引する場合には、相手

方に「権利能力」と「行為能力」があることを確認する必要があるが、自然人（個人）は出生の時から「行為能力」を有している。

- (5) 自然人（個人）との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。

正解率 75%

正解 (4)



解説

- (1) 未成年者であっても結婚した者は成年者とみなされる。また「一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する」とされている。この場合には、登記する必要があり、商業登記簿の謄本で確認することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 未成年者と取引する場合には、法定代理人の同意が必要である。しかし、法定代理人は、未成年者の財産に関する法律行為について代理権を持つので、直接に、法定代理人と契約を結ぶこともできる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 意思能力が不完全であることを理由に、行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がこれに該当する。これらの者が一定の手順を踏まないで単独で行った法律行為は、あとで取消することができるとして、民法はこれを保護している。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 自然人（個人）は、出生の時から「権利能力」を有しているが、意思能力が不完全であることを理由に行為能力を制限されている者（制限行為能力者）がいるように、すべて「行為能力」を有しているわけではない。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 自然人（個人）との取引において、取引のあとで制限行為能力者であることが判明した場合は、取消することができる行為であっても、実際に取消されなければその行為は有効である。しかし、そのまま放置しておく、いつ取消されるか不安が残るので、制限行為能力者を保護する者（法定代理人等）に積極的に追認してもらうように手続きを取る必要がある。したがって、(5)の記述は正しい。

成年後見人制度等

問 3 成年後見制度等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族に限られる。
- (2) 被補助人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なため、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人という。
- (3) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度といい、この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。
- (4) 成年後見人は、家庭裁判所が個々の事案

によって最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることはない。

- (5) 成年被後見人とは、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人という。

正解率 64%

正解 (3)



解説

- (1) 後見開始の審判を申立てることのできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族のほかに、市町村長、検察官等が申立てを行う場合もある。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 被補助人とは、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分なため、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた人という。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 後見、保佐、補助に関する制度を法定後見制度という。この法定後見制度と任意後見制度の2つの制度を総称して成年後見制度という。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 成年後見人は、家庭裁判所が個々の事案によって最も適切な者を選任することになっているが、複数の成年後見人や法人が選任されることもある。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）を欠く常況にあって、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人という。したがって、(5)の記述は誤りである。

法人との取引

問 4 法人との取引について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 取締役会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持ち、指名委員会等設置会社（委員会設置会社）では、代表執行役が会社を代表する。
- (2) 「権利能力なき社団」と貯金取引をする場合には、法的には法人格を有していない団体であり、構成員全員の名前で取引するのが望ましい。
- (3) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。
- (4) 会社法では、会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、持分会社には合名会社、合資会社、合同会社の3つがある。
- (5) 法人の目的は、定款または寄附行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。

正解率 74%

正解 (2) 

解説

- (1) 株式会社において、取締役会設置会社では、代表取締役が対内的な業務執行権と対外的な会社代表権を持ち、指名委員会等設置会社（委員会設置会社）では、代表執行役が会社を代表する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 「権利能力なき社団」は社会的には一

個の組織体、企業体として活動しているが、法的には法人格を有していない団体であり、これらと貯金取引をする場合には、団体名を表示し、かつ代表資格を表示した代表者と取引を行うべきである。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 法人と貯金取引をする場合、設立根拠法、定款、登記事項証明書などによって、目的の範囲などを確認し、原則として正当な代表権限を持った者または登記されている支配人と取引を行う。正当な代表権限を持った者以外等と取引を行う場合は、代理人として届出を受ける。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 会社法では、会社は株式会社と持分会社の2つの類型に分けられ、持分会社には合名会社、合資会社、合同会社の3つがある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 法人の目的は、定款または寄附行為に記載され、営利法人は、記載された目的に限らず、目的遂行に必要な行為もすべてこの目的の範囲内と解して、取引の安全を保持する建前をとっている。したがって、(5)の記述は正しい。

代理人との取引

問 5 代理人との取引について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 日常の貯金取引をする権限を与えられている経理部長と当座勘定取引を開始する場合に、代理人届は不要である。
- (2) 無権代理人が相手方で行った契約は、本人が追認した場合でも法的効果は生じず、

無権代理人自身が相手方に責任を負う。

- (3) 法定代理人も任意代理人も、いつでも復代理人を選任することができる。
- (4) 代理人が代理行為をする場合には、本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。
- (5) 未成年者は代理人となることはできない。

正解率 81%

正解 (4)



→ 解説

- (1) 日常の貯金取引をする権限を与えられている経理部長と当座勘定取引を開始する場合には、当座勘定規定14条2項に定めるように、代理人届と使用する印鑑届を出してもらう必要がある。これは、免責約款(同規定17条1項)の援用を受けることができるようにするためである。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 無権代理人が相手方と行った契約は、本人が追認すればその行為は有効な代理行為となり、無権代理人自身は相手方に責任を負うことはない。しかし、本人が追認を拒絶すると無権代理人はその行為について責任を負わなければならない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 法定代理人はいつでも復代理人を選任することができるが、任意代理人の場合は、本人の許諾を得たとき、本人が行方不明などやむをえない事由がある場合以外には、復代理人を選任することはできない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 代理人が代理行為をする場合には、

本人の名を示し、かつ本人の代理人であることを明らかにする必要がある。これを「顕名主義」と呼び、代理人が本人のためにすることを示して行った意思表示は、本人に対してその効果が及ぶ。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (5) 代理人の行った法律行為の効果は、本人に及び、代理人は何等の不利益を被ることはないので、未成年者であっても代理人となることができる。したがって、(5)の記述は誤りである。

マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」

問 6 マネー・ローンダリングと「疑わしい取引の届出制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「疑わしい取引の届出」の対象となる取引は、取引時確認が必要な取引に限られる。また、実際に取引が成立しなかった場合は、疑わしい取引であると金融機関が判断した場合でも届出の対象にはならない。
- (2) マネー・ローンダリングとは、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為で、口座を転々とさせたり金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりすることをいう。
- (3) 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引が行われた場合は、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。
- (4) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。
- (5) 「疑わしい取引の届出」は、当局より示さ

れている「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、事例に該当しない取引であっても、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。

正解率 97%

正解 (1)

解説

- (1) 「疑わしい取引の届出」の対象となる取引は、取引時確認が必要な取引に限られない。また、実際に取引が成立しなかった場合でも、疑わしい取引であると金融機関が判断した場合には届出の対象になる。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) マネー・ローンダリングとは、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為で、口座を転々とさせたり金融商品などに形態を変えてその出所を隠したりすることという。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引が行われた場合は、「疑わしい取引の届出」の届出対象となる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 「疑わしい取引の届出」を行おうとすることまたは行ったことを、取引の相手方やその者の関係者に漏らしてはならない。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 「疑わしい取引の届出」は、当局より示されている「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致するものがすべて

疑わしい取引に該当するものではない一方、事例に該当しない取引であっても、金融機関が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となる。したがって、(5)の記述は正しい。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

問 7 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 1回当たり現金等による100万円を超える取引（入出金、両替等）を行う際は取引時確認が必要である。
- (2) 顧客が個人の場合の本人特定事項の確認書類として提示を受ける印鑑登録証明書は、作成・発行後3か月以内のものに限られる。
- (3) 住民票写しにより、個人顧客の本人特定事項の確認を行う場合は、金融機関から住民票写しに記載された住居あてに、当該取引に係る貯金通帳等の文書を簡易書留郵便等により転送不要扱いで送付する必要がある。
- (4) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、名称、本店または主たる事務所の所在地（本人特定事項）の2項目である。
- (5) 作成した確認記録は、通常取引等に係る契約が終了した日（口座を閉鎖した日等）から5年間保存しなければならない。

正解率 59%

正解 (3)

解説

- (1) 1回あたり現金等による200万円を超える取引（入出金、両替等）を行う際は取引時確認が必要である。したがっ

て、(1)の記述は誤りである。

- (2) 顧客が個人の場合の本人特定事項の確認書類として提示を受ける印鑑登録証明書は、作成・発行後6か月以内のものに限られる。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 住民票写しにより、個人顧客の本人特定事項の確認を行う場合は、金融機関から住民票写しに記載された住居あてに、当該取引に係る貯金通帳等の文書を簡易書留郵便等により転送不要扱いで送付する必要がある。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 特定取引を行う際の取引時確認事項は、顧客が法人の場合、名称、本店または主たる事務所の所在地（本人特定事項）に加えて、取引を行う目的、事業内容、実質的支配者の有無と「有」の場合はその者の本人特定事項の各項目の確認が義務づけられている。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 作成した確認記録は、通常取引に係る契約が終了した日（口座を閉鎖した日等）から7年間保存しなければならない。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯金取引の法的性質

問 8 貯金取引の法的性質について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金契約は、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があつてはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。
- (2) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を

保管・運用し、約定の返還時期が到来したとき、貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する金銭消費寄託契約である。

- (3) 貯金契約は不要式契約であり、契約の成立に一定の方式を必要とせず、貯金通帳や貯金証書を作成・交付しなくても、貯金契約の効力発生に影響はない。
- (4) 手形・小切手等の有価証券の場合は、その証券自体（金額記載）に価値があるが、通帳類は単なる証拠書類に過ぎず、通帳類自体が価値を持つものではない。
- (5) 貯金債権は、債権者（貯金者）を特定している債権であるので、指図債権である。

正解率 53%

正解 (5)

解説

- (1) 貯金契約は、貯金者が金銭等を「預けたい」、組合が「預かりましょう」という合意（申込と承諾）だけでは成立せず、意思表示の合致のほかに、金銭の授受があつてはじめて、契約の効力が発生する要物契約である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金契約は、貯金者から預かった金銭を保管・運用し、約定の返還時期が到来したときから、返還時期の定めのない場合はいつでも貯金者からの請求によって同額の金銭を返還する金銭消費寄託契約である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 貯金契約は、契約の成立に一定の方式を必要としない「不要式契約」であり、貯金通帳や貯金証書を作成・交付しなくても、貯金契約の効力発生に影響はない。したがって、(3)の記述は正し

い。

- (4) 手形・小切手等の有価証券の場合は、その証券自体（金額記載）に価値があるが、通帳類は単なる証拠書類に過ぎず、通帳類自体が価値を持つものではない。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 貯金債権は、債権者（貯金者）を特定している債権であり、指名債権である。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金取引の発生と消滅

問 9 貯金債権の発生（貯金契約の成立）および貯金債権の消滅について、誤っているものを1つ選びなさい（なお、貯金の成立時期の解釈については、判例や金融機関の実務における一般的な解釈によるものとする）。

- (1) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立する。
- (2) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが入金記帳したときに貯金契約は成立する。
- (3) 貯金債権の最も普通の消滅原因である貯金の払戻しは弁済にあたるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによって債権は消滅する。
- (4) 顧客がATMにより貯金の預入れを行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときに、貯金契約成立の時点と解される。
- (5) 貯金が当店券の受入れによる場合、その当店券の引落しが完了したときに貯金契約

が成立する。

正解率 78%

正解 (2)



解説

- (1) 貯金が他勘定から振替入金の場合は振替記帳したときに、また振込については、貯金者の元帳に入金記帳したときに貯金契約が成立する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 店頭で貯金のための現金入金があった場合には、テラーが実際に現金を受け取り、確認、受領したときに貯金契約が成立する。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 貯金債権の最も普通の消滅原因である貯金の払戻しは弁済にあたるが、そのほかにも、相殺、更改、免除などによって債権は消滅する。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 顧客がATMにより貯金の預入れを行う場合、ATMが現金を計算し終わって数量を表示したときに、貯金契約成立の時点と解される。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 当座勘定規定は、貯金が当店券の受入れによる場合、その当店券の引落しが完了したときに貯金契約が成立するとする判例に立って規定されている。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金の受入れ時の留意事項

問 10 貯金の受入れ時の留意事項について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をした場合は、入金先が貯金債権を取得したことになる。
- (2) 通帳を持参せずに窓口入金した場合、通帳に記載がないので貯金契約は成立しない。
- (3) 振込依頼人の誤依頼により、仕向店が一度取組んだ振込を取消し（組戻し）する場合、受取人口座に入金・記帳後であっても、受取人の承諾を得ずに組戻すことができる。
- (4) 引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形も貯金として受入れできる。
- (5) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、損害賠償の責任を負うことがある。

正解率 92%

正解 (5)



解説

- (1) 錯誤によって、被仕向店が仕向店から受信した振込通知と異なる入金処理をした場合は、貯金債権は成立していないので、入金先は貯金債権を取得したことにはならない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 通帳（証書）は貯金債権の存在を証明する証拠証券にすぎず、通帳を持参せずに窓口で入金した場合、通帳に記載しなくても入金があれば貯金契約は成立する。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 振込の組戻しは、受取人口座に入金・記帳される以前であれば、受取人の承諾がなくても行うことができるが、いったん受取人口座に入金・記帳後は貯金契約が成立し（判例）、振込に関する委

任契約は終了するので、受取人の承諾がなければ組戻すことはできない。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 貯金として受入れできるものは、取立に条件がなく、特別の手續を要しないことが必要で、引受のない為替手形、付帯物件付の荷為替手形は貯金として受入れできない。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 金融機関が口座相違や入金額相違をしたために、第三者が損害を被った場合には、損害賠償の責任を負うことがある。金融機関の実務としては、速やかに入金先に事情を説明して入金取消しを行うとともに、このようなミスが再発しないようにすることが大切である。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

貯金払戻し時の留意事項

問 11 貯金払戻し時の留意事項について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 番号札は、証拠証券でも有価証券でもなく、番号札を譲受けた人があっても、貯金を譲受けたことにはならず、貯金払戻請求権を取得したことにもならない。
- (2) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、役席者の判断のもとに、所定の代筆の手續きをとっても問題はない。
- (3) 貯金の払戻し時における印鑑照合は慎重に行われなければならないが、印鑑照合の方法について判例では、特別の事情がない限り、肉眼による平面照合をすればよいと

され、「折重ね照合」や「拡大鏡による照合」までは必要ないとされている。

- (4) 無通帳の場合、貯金者本人であることを熟知し、または、貯金者の代理人であることが明確である場合は、担当者の判断で貯金の払戻しに応じてよい。
- (5) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他特に疑う事情がなければ当該払戻しは有効であるとされている。

正解率 80%

正解 (4)



↳ 解説

- (1) 番号札は、証拠証券でも有価証券でもなく、番号札を譲受けた人があっても、貯金を譲受けたことにはならず、貯金払戻請求権を取得したことにもならない。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 代筆は原則として避けなければならないが、身体に障がいのある貯金者から代筆の依頼を受けた場合は、役席者の判断のもとに、所定の代筆の手続きをとっても問題はない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 金融機関の職員には、「社会通念上期待される業務上の相当の注意」が求められているため、貯金の払戻し時における印鑑照合は慎重に行われなければならないが、印鑑照合の方法について判例では、特別の事情がない限り、肉眼による平面照合をすればよいとされ、「折重ね照合」や「拡大鏡による照合」までは必要ないとされている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 「無通帳払戻し」等の便宜扱いについては、ただちに無効な払戻しにはならないが、貯金規定に反する取扱いであるため、免責約款の適用もなく、金融機関の注意義務も加重される。貯金者本人であることを熟知している場合や貯金者の代理人であることが明確である場合に限って、上司の承認のもとに行われなければならない。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 判例によれば、金融機関が女性名義貯金を男性に支払った場合は、一般的には本人の意思を受けて払戻請求に来る場合が多いので、通帳と届出印の提出があり、解約理由その他特に疑う事情がなければ当該払戻しは有効であるとされている。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金取引における諸届

問 12 貯金取引における諸届について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金者からキャッシュカードの喪失事故の届出を受理した場合は、原則として旧暗証番号を取消して、新規に暗証番号の提出を受け登録する。
- (2) 代理人が変更になった場合には、本人（法人の場合は代表者）から代理人変更届と新印鑑票の提出を受ける。
- (3) 口頭か電話で貯金通帳や証書を喪失した旨の申出があった場合には、文書による喪失届を受理してから支払停止の措置を取ればよい。

- (4) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出をすることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。
- (5) 諸届を受理した後で、もしその変更内容どおりの処理等をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。

正解率 95%

正解 (3)

→ 解説

- (1) 貯金者からキャッシュカードの喪失事故の届出を受理した場合は、原則として旧暗証番号を取消して、新規に暗証番号の提出を受け登録する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 代理人が変更になった場合には、権限者である本人（法人の場合は代表者）から代理人変更届と新印鑑票の提出を受ける。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 口頭か電話で貯金通帳や証書を喪失した旨の申出があった場合には、ただちに支払停止の措置を取ることがまず必要である。申出人が貯金者本人であるかどうかを確認することも重要である。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 届出事項の変更、印章・通帳・証書の喪失時は、遅滞なく金融機関に届出をすることを貯金者に義務づけており、届出を怠ったことにより生じた損害については、金融機関は責任を負わないことを貯金取引約款で特約している。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 諸届を受理した後で、もしその変更内容どおりの処理等をしないために損害が発生すれば、金融機関の責任になる。諸届を受理したらただちに関係の係にも連絡し、元帳や印鑑届などにその旨を記録する必要がある。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金保険制度

問 13 貯金保険制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融機関が破たん前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務は、全額保護される。
- (2) 貯金保険制度で全額保護される「決済用貯金」とは「決済サービスを提供できること」「要求払い」という2要件を満たすものである。
- (3) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護される。
- (4) 貯金者保護の方法には、貯金者への保険金の直接支払と破たん農協・漁協の事業を受け継ぐ農協・漁協、信農連、信漁連、農林中金などへの資金援助の二通りがある。
- (5) 外貨預金と譲渡性貯金は、貯金保険制度の保護の対象外である。

正解率 74%

正解 (2)

→ 解説

- (1) 金融機関が破たん前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受入れた資金が振込先へ移動してい

ない取引に係る債務は、決済債務として全額保護される。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 貯金保険制度で全額保護される「決済用貯金」とは「決済サービスを提供できること」「要求払い」「無利息」という3要件を満たすものであり、例えば、当座貯金や利息のつかない普通貯金「普通貯金無利息型（決済用）」が該当する。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 決済用貯金以外の保護対象貯金等は、1金融機関1人あたり、合算して元本1,000万円までとその利息等が保護され、元本1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金者保護の方法には、貯金者への保険金の直接支払と破たん農協・漁協の事業を受け継ぐ農協・漁協、信農連、信漁連、農林中金などへの資金援助の二通りがある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 外貨預金と譲渡性貯金は、貯金保険制度の保護の対象外であり、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われる。したがって、(5)の記述は正しい。

預貯金者保護法

問 14 偽造カード及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（預貯金者保護法）について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の20日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッシュカードを使ってATMで払い戻されて受けた損害も補てんされる。
- (3) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証明した場合は、金融機関の補てん対象額は5分の2に軽減される。
- (4) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が他人にキャッシュカードを渡した場合」は「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。
- (5) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の重大な過失となりうる場合」に該当する。

正解率 78%

正解 (4)



解説

- (1) 預貯金者が盗難通帳により預貯金の不正払戻しの被害にあった場合には、一定の要件を満たせば、原則として通知があった日の30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害額の補てんを金融機関に請求できる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 本人が暗証をキャッシュカード上に書き記したものが盗まれ、そのキャッ

シュカードを使ってATMで払い戻された場合、本人の重大な過失となりうる場合に該当し、補てん請求は認められない。したがって、(2)の記述は誤りである。

- (3) 盗難カードによる不正な払戻しがあったとき、金融機関が善意・無過失であることおよび貯金者に過失（重過失を除く）があることを金融機関が証明した場合は、金融機関の補てん対象額は4分の3に軽減される。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 「本人が他人に暗証を知らせた場合」「本人が他人にキャッシュカードを渡した場合」は「本人の重大な過失となりうる場合」に該当し、補てん請求の対象にはならない。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合、「預貯金者の過失となりうる場合」に該当する。したがって、(5)の記述は誤りである。

金融商品販売法および金融商品取引法

問 15 金融商品販売法および金融商品取引法について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 金融商品販売業者は顧客を保護するために、あらかじめ勧誘方針を策定・公表することが金融商品販売法で義務づけられている。
- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は債券、株式、投資信託などの価格変動リスクのある商品で、預貯金、定期積金は対象

外である。

- (3) 金融商品販売業者は、販売が行われるまでの間に顧客に対して、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を説明しなければならない。
- (4) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、内閣総理大臣に申請・登録した業者でないと業務を行うことができない。
- (5) 契約の中に、事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一面的に害する条項があれば、消費者契約法によってその条項は無効とされる。

正解率 75%

正解 (2)



解説

- (1) 金融商品販売業者は顧客を保護するために、あらかじめ勧誘方針を策定・公表することが金融商品販売法で義務づけられている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 金融商品販売法で対象となる金融商品は、信用リスク（金融商品販売業者の業務や財産上の変化が原因となって元本欠損が生じるリスク）があるものも含まれるので、預貯金、定期積金も対象である。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 金融商品販売業者は、販売が行われるまでの間に顧客に対して、「市場リスク」「信用リスク」「権利行使期間・解約期間の制限」等の重要事項を説明しなければならない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 金融商品を取り扱う業者はすべて「金

融商品取引業」と位置づけられ、内閣総理大臣に申請・登録した業者でないと業務を行うことができない。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 契約の中に、事業者が無限定な免責や過大な損害賠償など消費者の利益を一方的に害する条項があれば、消費者契約法によってその条項は無効とされる。したがって、(5)の記述は正しい。

個人情報保護、貯金取引の守秘義務等

問 16 個人情報保護および貯金取引における守秘義務について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 個人情報保護法でいう個人情報は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む）とされている。
- (2) 全国銀行協会の「自主ルール」では、本人から、ダイレクト・マーケティングの目的で個人情報を利用することの中止を求められた場合には、当該目的での個人情報の利用または提供を中止しなければならないと定めている。
- (3) 組合の貯金業務において取得する個人情報は、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、印影、住所、電話番号等が該当し、貯金残高や取引履歴などの情報は個人情報に該当しない。
- (4) 金融機関の守秘義務は法律上明記されているものではないが、信用事業の業務遂行

の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。

- (5) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。

正解率 92%

正解 (3)

解説

- (1) 個人情報保護法でいう個人情報は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む）とされている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 全国銀行協会の「自主ルール」では、銀行は、本人から、ダイレクト・マーケティングの目的で個人情報を利用することの中止を求められた場合には、当該目的での個人情報の利用または提供を中止しなければならないと定めている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 組合の貯金業務において取得する個人情報は、貯金口座開設時の口座開設申込書に記載された、氏名、生年月日、住所、電話番号等のほか、他の情報と容易に照合することで特定の個人を識別できる貯金残高や取引履歴などの情報も個人情報に該当する。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (4) 個人情報保護法と秘密保持義務は別個独立した規定ではあるが、お互いに緊密に重なるものでもある。金融機関の守秘義務は法律上明記されているものではないが、信用事業の業務遂行の過程で得た顧客情報は秘匿の義務を負う。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」で、個人の機微情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療、および性生活、犯罪歴といった情報をいう）については、法令等に基づく場合など一定の例外を除いて、取得・利用・第三者提供をすることは禁じられている。したがって、(5)の記述は正しい。

貯金残高証明書の発行、貯金取引の秘密保持

問 17 貯金残高証明書の発行および貯金取引の秘密保持について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の秘密は親子の間でも漏らしてはならないものであり、たとえ未成年者の親権者から残高証明書の発行依頼があっても応じることはできない。
- (2) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、債権から債務を差引いて証明してはならない。
- (3) 金融機関相互間の信用調査は、秘密保持義務を負う金融機関相互間の情報交換であり、その情報を他に漏らす心配がないということを前提に、秘密保持義務が免除されている。

- (4) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を問われるおそれもある。
- (5) 残高証明書に記載する残高は、指定日現在の最終残高でなければならない。

正解率 79%

正解 (1)



解説

- (1) 残高証明書は貯金者本人からの依頼に基づいて発行するのが原則であるが、貯金者以外の者からの残高証明書の発行依頼については、未成年者の親権者からの発行依頼のような、法令に基づいて行われるものであれば依頼に応じてよい。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 貸越となっている総合口座の残高証明書を発行する場合は、一つの口座であるからといって、債権から債務を差引いて証明してはならない。貸越となっている場合は「普通貯金」（残高を0とする）と「定期貯金」の二つの勘定の残高証明と、「当座貸越」勘定の残高証明の2枚に分けて発行する必要がある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 金融機関相互間の信用調査は、秘密保持義務を負う金融機関相互間の情報交換であり、その情報を他に漏らす心配がないということを前提に、秘密保持義務が免除されている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 組合が貯金者本人の承諾を得ずに、第三者に残高証明書を発行して、秘密を漏らした場合には、損害賠償責任を

問われるおそれもある。もし誤った残高証明書を発行したことによって第三者に損害を及ぼした場合にも、組合は損害賠償の責任を負うことがある。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 残高証明書に記載する残高は、指定日現在の最終残高でなければならない。依頼日当日の残高証明書を求められたときは、業務時間中に発行することを絶対に避け、業務時間終了後、残高に移動がないことを確認したうえで、電算機照合を行い、その確認残高によって残高証明書を作成する。したがって、(5)の記述は正しい。

源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度

問 18 源泉分離課税方式および非課税制度、財形貯蓄非課税制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 財形貯蓄非課税制度とは、勤労者の財産形成を税制面から支援するために、少額貯蓄非課税制度とは別枠で、1人500万円までの財産形成貯蓄に対して利子所得を非課税とする制度である。
- (2) 一般財形貯蓄は預入日から2年間は払出しや譲渡ができない。
- (3) 非課税扱いの貯金残高がゼロになると、非課税貯蓄申告書の効力がただちに消滅する。
- (4) 障がい者等のマル特の対象となる公債は、国債、公募地方債、政府保証債である。
- (5) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進

性が緩和されるので、一般に高額所得者には有利になる。

正解率 37%

正解 (5)



解説

- (1) 財形貯蓄非課税制度とは、勤労者の財産形成を税制面から支援するために、少額貯蓄非課税制度とは別枠で、1人550万円までの財産形成貯蓄に対して利子所得を非課税とする制度である。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 一般財形貯蓄は預入日から1年間は払出しや譲渡ができない。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 非課税扱いの貯金残高がゼロとなっても非課税貯蓄廃止申告書を提出しない限り有効である。ただし、マル優貯金の残高がなくなって2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に新たなマル優貯金の預入がなかった場合には、その翌年の1月1日に非課税貯蓄廃止申告書が提出されたものとみなされる。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 障がい者等のマル特の対象となる公債は、国債、公募地方債で政府保証債は対象外である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 特定の所得について他の所得と総合しないで、その所得だけを切り離して所得課税額を計算する分離課税制度は、税率の累進性が緩和されるので、一般に高額所得者には有利になる。したがって、(5)の記述は正しく、これが本問の正解である。

●流動性貯金・総合口座

普通貯金の口座開設、受入れ・払戻し等

問 19 普通貯金の口座開設、受入れ・払戻し等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。
- (2) 普通貯金は要求払貯金であり、法的性質は、返還時期の定めのない消費寄託契約と解されている。
- (3) 普通貯金の口座の利用価値を高めるためには、公共料金の口座振替などをセットして、取引の複合化を図ることが大切である。
- (4) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であるが、顔見知りの顧客に対しては番号札の使用を省略しても差し支えない。
- (5) 貯金口座の残高不足によって口座振替処理が不能になった場合、一般的には金融機関に貯金者に対しその旨を通知する義務はないとされている。

正解率 87%

正解 (4)

解説

- (1) 「一見の客」からの線引小切手による口座開設は、謝絶しなければならない。これは、金融機関が線引小切手を受入れる相手方を自己の取引先または他の銀行のみに制限している小切手法の規定に違反するからである。したがって、

(1)の記述は正しい。

- (2) 普通貯金は預入れや払戻しが自由にできる要求払貯金であり、法的性質は、返還時期の定めのない消費寄託契約と解されている。また、普通貯金は指名債権であり、普通貯金契約は要物契約、金銭消費寄託契約、片務契約、不要式契約などの法的性質を備えている点では他の貯金と共通している。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 普通貯金の口座の利用価値を高めるためには、給与や年金の自動振込、公共料金の口座振替、クレジットカードの自動決済などをセットして、取引の複合化を図ることが大切である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 窓口において現金で払戻す場合には、番号札（合札）の確認と同時に、請求金額を試問するなど適宜の注意が必要であり、顔見知りの顧客に対しても番号札（合札）の使用を省略してはならない。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 口座振替依頼書には「貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えない」旨が記載されており、残高不足によって口座振替処理が不能になったとき、金融機関は貯金者に対しその旨を通知する義務はないと解される。したがって、(5)の記述は正しい。

普通貯金の利息計算

問 20 普通貯金の利息計算について、正し

いものを1つ選びなさい。

- (1) 普通貯金規定により、利息を付ける最低残高は1,000円以上と定められており、各金融機関は付利最低残高を自由に定めることはできない。
- (2) 貯金利息の計算期間の日数の数え方は、預入日から払戻日（または解約日）の前日までである。
- (3) 利息計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げることになっている。
- (4) 他店券入金の場合は、他店券が決済された翌日（手形交換の場合は手形交換日の翌日）から利息を付ける。
- (5) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。

正解率 71%

正解 (2)



解説

- (1) 普通貯金規定により、普通貯金の利息を付ける最低残高は1,000円以上が一般的であるが、各金融機関は付利最低残高を自由に定めることができる。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 利息計算期間の日数の数え方には、「片端（入れ）」と「両端（入れ）」の方法があるが、貯金利息の計算期間は、預入日から払戻日（または解約日）の前日までの「片端（入れ）」により計算する。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 利息計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨

てる。これは、すべての貯金利息計算や利子所得税計算に共通したルールとなっている。したがって、(3)の記述は誤りである。

- (4) 他店券入金の場合は、他店券が決済された日（手形交換の場合は手形交換日）から利息を付ける。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 普通貯金の決算利息は、当初預入日または前期の決算日の翌日から今期の決算日当日までの毎日の貯金残高について計算されたものである。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金

問 21 貯蓄貯金、通知貯金、納税準備貯金、別段貯金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯蓄貯金は、受入れ対象を個人のみとする貯金で、法的性質は普通貯金と同じであるが、一定金額以上の残高を保っていれば、一般的には普通貯金と比べて高い金利が付与される。
- (2) 納税準備貯金の払戻しは、原則として貯金者とその同居の親族の納税（直接納付する国税と地方税）に限られる。
- (3) 通知貯金の据置期間は8日間、払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。
- (4) 通知貯金は、他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが、据置期間や払戻予告等の定めがあるので、法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。
- (5) 別段貯金は特約がない限り、利息を付けない取扱となっている。

正解 (3)

正解率 79%

↳ 解説

- (1) 貯蓄貯金は、受入れ対象を個人のみとする貯金で、法的性質は普通貯金と同じであるが、一定金額以上の残高を保っていれば、一般的には普通貯金と比べて高い金利が付与される。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 納税準備貯金の払戻しは、原則として貯金者とその同居の親族の納税（直接納付する国税と地方税）に限られる。それ以外に払戻しができるのは、災害その他やむをえない事情があり、かつ金融機関が払戻しを認めたときである。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 通知貯金の据置期間は7日間、払戻しの予告期間は払戻日の2日前までと定めているところが一般的である。したがって、(3)の記述は誤りで、これが本問の正解である。
- (4) 通知貯金は、他の貯金と同様に金銭消費寄託契約であるが、据置期間や払戻予告等の定めがあるので、法律的には条件付金銭消費寄託契約ということになる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 別段貯金は金融機関取引に付随して発生した未決済、未整理の一時的保管金その他の預り金であり、貯金の性質上、特約がない限り、利息を付けないのが一般的な取扱となっている。したがって、(5)の記述は正しい。

総合口座

問 22 総合口座について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総合口座にセットできる定期貯金は、①スーパー定期貯金、②大口定期貯金、③期日指定定期貯金、④変動金利定期貯金を対象としているのが一般的である。
- (2) 総合口座の貸越金を返済するため、返済資金を総合口座の普通貯金に入金すると、自動的に、金利の低い順に貸越金の返済に充当される。
- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は自動継続扱のものに限られる。
- (4) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の90%、または組合所定の貸越極度上限額（200万円としている金融機関が多い）のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金と、総合口座の普通貯金との名義は同一でなければならない。

正解率 73%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 総合口座にセットできる定期貯金は、①スーパー定期貯金、②大口定期貯金、③期日指定定期貯金、④変動金利定期貯金を対象としているのが一般的である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 総合口座の貸越金を返済するため、返済資金を総合口座の普通貯金に入金すると、自動的に、金利の高い順に貸越金の返済に充当される（返済資金を店頭で持参した場合でも、必ず普通貯

金に入金して返済する)。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (3) 総合口座にセットできる定期貯金は自動継続扱のものに限られる。総合口座の貸越取引には期限を定めていないため、反復して継続利用してもらうためにこのような要件を設けている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 総合口座の貸越極度額は、「預入した定期貯金の合計額の90%、または組合所定の貸越極度上限額(200万円としている金融機関が多い)のうち、いずれか少ない金額」としているのが一般的である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 総合口座にセットする定期貯金と、総合口座の普通貯金との名義は同一でなければならない。第三者名義の定期貯金を、貸越金の担保にしないのは、第三者による担保差入の手続きが別途に必要となり、非常に複雑になるからである。したがって、(5)の記述は正しい。

当座貯金(当座勘定取引契約)

問 23 当座貯金(当座勘定取引契約)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所の取引停止処分を受けて、満1年が経過していれば、当座勘定取引を開始しても差し支えない。
- (2) 当座勘定取引契約において最も重要かつ特徴的な点は、取引先が振出す手形や小切手等の支払を組合に委託するという委託契約を含んでいることである。
- (3) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込

者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためであり、金融機関が一般社会に対して負う道義的責任ともいえる。

- (4) 当座貯金は、定期貯金のように預入ごとに1個の貯金債権が成立するのではなく、預入と、小切手や手形による支払いが一つの勘定(口座)を通じて継続的に行われ、その勘定の新たな残高が1個の貯金債権となるという貯金契約である。
- (5) 先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。

正解率 75%

正解 (1)



解説

- (1) 手形交換所から取引停止処分を受け、満2年が経過していない者とは、取引ができない。過去における手形・小切手の事故は、個人信用情報センター等に照会して確認する。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 当座勘定取引契約において最も重要かつ特徴的な点は、取引先が振出す手形や小切手等の支払を組合に委託するという委託契約を含んでいることである。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 当座勘定取引開始時に、金融機関が申込者の信用調査をするのは、法的義務があるからではなく、当座勘定取引をする金融機関自身の信用保持のためであり、金融機関が一般社会に対して負う道義的責任ともいえる。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 当座貯金は、定期貯金のように預入ごとに1個の貯金債権が成立するのではなく、預入と、小切手や手形による支払が一つの勘定(口座)を通じて継続的に行われ、その勘定の新たな残高が1個の貯金債権となるという貯金契約である。このような契約を勘定設定契約というが、普通貯金などにも共通した性質である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 小切手はすべて一覧払であり、先日付小切手でも、「振出日」前に金融機関に呈示があれば支払うことができる。したがって、(5)の記述は正しい。

当座貯金の支払い

問 24 当座貯金の支払いについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定規定では、手形・小切手の金額の一部支払ができる旨を定めている。
- (2) 線引小切手により店頭で現金支払の請求を受けた場合、線引小切手の裏面に振出人の届出印の押印があっても、その持参人に現金を支払うことはできない。
- (3) 同日に数通の手形・小切手等の支払をする場合に、その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは取引先の意向に従わなければならない。
- (4) 組合は手形・小切手の印影または署名を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合には、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については免責される。
- (5) 当座貯金の支払は、原則として手形か小切手と引替に行うが、貯金者本人に払戻す

ときは払戻請求書によって支払う。

正解率 64%

正解 (4)



解説

- (1) 当座勘定規定では、手形・小切手の金額の一部支払はしないと定めている。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 線引小切手により店頭で現金支払の請求を受けた場合、線引小切手の裏面に振出人の届出印の押印があるときは、その持参人に支払うことができ、しかも、この取扱のために損害が生じても組合は責任を負わず、組合が第三者にその損害を賠償したときは、振出人に対して求償権を行使することができる。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 同日に数通の手形・小切手等の支払をする場合に、その総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、当座勘定規定により、組合の任意で、そのいずれを支払うことができる。この支払対象には、手形・小切手のほか自動支払を依頼された五大公共料金や貸出金利息、手数料などの債権も含まれるが、支払の選択を組合が一任されているとはいえ、実務的には取引先の意向をできる限り尊重することが大切である。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 当座勘定規定により、組合は手形・小切手の印影または署名を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合には、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については免責される。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の

正解である。

- (5) 当座貯金の支払は、原則として手形か小切手と引替に行うのがこの貯金の大きな特徴で、貯金者本人に払戻すときにも、小切手と引替に支払う。したがって、(5)の記述は誤りである。

当座貸越と過振り

問 25) 当座貸越と過振りについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座貸越契約は、当座勘定取引を前提とするものであり、当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。
- (2) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとされている。
- (3) 過振りには、当座貯金の残高（貸越極度額を含む）を超えて支払う純過振りとは、残高はあるが未決済の入金他店券を見合いにして支払う他店券過振りとはある。
- (4) 当座貸越取引は、金融機関にとっては、貸出や回収の資金計画が立てにくく、事務手続も煩雑で債権管理に相当の注意が必要であり、貸出利率も他の貸出に比べ若干高率になっているのが一般的である。
- (5) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知を発信したときにその効力が生じる。

正解率 53%

正解 (5)

解説

- (1) 当座貸越契約は、当座勘定取引を前

提とするものであり、当座勘定取引が解約された場合は、これに付随する当座貸越契約も自動的に解約となる。当座貸越取引の解約も、当座勘定取引の解約と同様に、取引先の申出を受けて行われる任意解約のほか、取引先の信用が著しく低下して債権保全上問題がある場合等には、金融機関からの一方的解約（強制解約）もできる。したがって、(1)の記述は正しい。

- (2) 当座貸越契約の法的性質は、支払資金が不足したときに一定の極度額まで貸出すという条件の付いた消費貸借の予約であるとされている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 過振りには、当座貯金の残高（貸越極度額を含む）を超えて支払う純過振りとは、残高はあるが未決済の入金他店券を見合いにして支払う他店券過振りとはある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 当座貸越取引は、金融機関にとっては、貸出や回収の資金計画が立てにくく、事務手続も煩雑で債権管理に相当の注意が必要であり、貸出利率も他の貸出に比べ若干高率になっているのが一般的である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 取引先の信用状況が不良であるために行う当座貸越契約の強制解約は、解約通知（配達証明付の内容証明郵便）が相手方に到達した時にはじめて効果が生じる。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

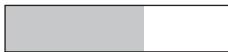
当座勘定取引の解約

問 26 当座勘定取引の解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 当座勘定取引契約には、消費寄託契約のほか小切手・手形の支払を委託する委任契約が含まれており、委任契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができる。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。
- (3) 当座勘定取引の終了後、未使用の小切手用紙・手形用紙について、組合には回収義務があるが、取引先には返還義務はない。
- (4) 当座勘定を任意解約する場合、振出され（引受）て、まだ未呈示・未決済の小切手・手形がある場合は、できるだけ解約を保留し、支払完了後に解約するのが望ましい方法である。
- (5) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。

正解率 61%

正解 (3)



解説

- (1) 当座勘定取引契約には、消費寄託契約のほか小切手・手形の支払を委託する委任契約が含まれており、委任契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができる。また、当座勘定規定でもその旨が定められている。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 取引終了後に呈示された小切手・手

形については、原則として「取引なし」の理由で不渡返還する。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 当座勘定規定により、取引先は、当座勘定取引の解約と同時に未使用の小切手・手形用紙を返却する義務があると定めている。一方、「組合に回収義務があり、相当の回収努力をしたにもかかわらず回収できなかったときには免責される」という判例がある。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 当座勘定を任意解約する場合、振出され（引受）て、まだ未呈示・未決済の小切手・手形がある場合は、できるだけ解約を保留し、支払完了後に解約するのが望ましい方法である。そうしないと、支払呈示されたときに不渡返還をすることになり、所持人に迷惑をかけることになるので、十分な説明が必要である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 取引先が恒常的に他店券過振り等を強要する場合や、支払資金の預入が再三にわたって遅延する場合は、信用状況が不良な取引先として強制解約することができる。したがって、(5)の記述は正しい。

定期貯金・定期積金・国債の窓販等

定期貯金の商品概要や受入れ

問 27 定期貯金の商品概要や受入れについて

て、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 組合（農協、漁協等）が作成する通帳式定期貯金の貯金通帳の印紙税は、一冊につき200円である。
- (2) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができない。
- (3) 定期貯金の満期日は、預入した月から暦にしたがって月数を数え、該当する月の預入日に相当する日としているが、当日が休日の場合はその翌日が満期日となる。
- (4) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から3か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質は「確定期限付金銭消費寄託契約」である。
- (5) 普通貯金と異なり、定期貯金の原資を他店券で受入れることはできない。

正解率 75%

正解 (2)



解説

- (1) 組合（農協、漁協等）が作成する通帳式定期貯金の貯金通帳の印紙税は、印紙税法により非課税となっている。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) いったん預入された定期貯金の満期日は、変更することができない。満期日の変更は、民法上は貯金契約の内容変更で当事者の合意があれば可能である。しかし、定期貯金は満期日まで払戻しができない点に特徴があり、金融機関もこの期間中は安心して資金運用ができることから、金利も高く設定している。もし満期日を貯金者の意思で自由に変更されると、この特徴が失われてしまうためである。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解

である。

- (3) 定期貯金の満期日は、預入した月から暦にしたがって月数を数え、該当する月の預入日に相当する日としており、当日が休日の場合でも、その日を満期日とする。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 定期貯金は、払戻期限が貯金契約日から1か月以上経過した日に到来する貯金で、法的性質は「確定期限付金銭消費寄託契約」である。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 定期貯金を他店券（ただし、ただちに取立ができる他店券）での受入は可能であり、受入れた他店券の取立が完了した時点が定期貯金の成立時期となる。したがって、(5)の記述は誤りである。

定期貯金の書替継続

問 28 定期貯金の書替継続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 1口の定期貯金を2口以上に分割して、または2口以上の定期貯金を1口にして継続することができる。
- (2) 増額書替の場合は、従来の定期貯金の継続部分は、書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので、同一性は失われたものと解されている。
- (3) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかで、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。
- (4) 定期貯金を満期日後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は、定期貯金契約に反するため、真にやむをえないとき以

外は取扱を避けるべきである。

- (5) 利息の全部を元金に組入れて継続する方法を「元利金書替継続」というが、利息の一部を元金に組入れて継続する方法は「元利金書替継続」にあたらない。

正解率 59%

正解 (5)

↳ 解説

- (1) 1口の定期貯金を2口以上に分割して、または2口以上の定期貯金を1口にして継続することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 増額書替の場合は、従来の定期貯金の継続部分は、書替後の貯金の一部をなすに過ぎないので、同一性は失われたものと解されている。この場合、書替後の定期貯金には質権の効力が及ばなくなり、書替後の定期貯金にあらためて質権設定の手続を行うことが必要になる。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 自動継続定期貯金は継続前、継続後の貯金の同一性は明らかで、継続前の定期貯金に設定された質権の効力は継続後の定期貯金に及ぶ。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 定期貯金を満期日経過後に書替継続する「起算日扱いによる書替継続」は、定期貯金契約に反するため、取扱を避けるべきである。ただし、満期日が休日の場合など「真にやむをえない」とときには、「数日間」に限り起算日扱の書替継続を行っている。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 「元利金書替継続」とは、定期貯金

の利息の一部または全部を元金に組入れて継続する方法である。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

定期貯金の中途解約

問 29 定期貯金の中途解約について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。
- (2) 中途解約の代わりに行う貯金担保貸出について、判例では、民法478条の類推適用および貯金規定の免責約款の適用を認めているが、実務上は、相当の注意をもって、慎重な取扱が必要である。
- (3) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない。
- (4) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけであり、通常の満期払戻しより金融機関の注意義務は軽減される。
- (5) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っているということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認することも考慮すべきである。

正解率 81%

正解 (4)

↳ 解説

- (1) 組合が農協（漁協）取引約定書を徴している場合は、貸出金の弁済期限が到来していれば、借入債務者が組合に預入している定期貯金等が満期日前であっても、相殺または払戻充当によって貸出金を回収することができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 中途解約の代りに行う貯金担保貸出について、判例では、民法478条の類推適用および貯金規定の免責約款の適用を認めているが、実務上は、相当の注意をもって、慎重な取扱が必要である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 定期貯金は、満期日まで払戻しをしないという約束をすることによって成立する期限付貯金債権であるから、貯金者から中途解約の請求があっても、「当然これに応ずる法的義務」は金融機関にない（しかし、金融機関は通常、貯金者からやむをえない事情により、中途解約の申出を受けた場合、金融機関は、「期限の利益」を放棄してこれに応じている。定期貯金規定でもそれを前提にして、満期日前に解約する場合の利息の計算方法を定めている）。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金者の申出によってやむをえず中途解約に応ずることは、貯金者が当初の契約に違反しているわけであり、金融機関の注意義務は軽減されそうに思われるが、実際は、通常の満期払戻しより注意義務が加重されるというのが

判例や通説となっている。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

- (5) 中途解約の場合は、顔見知りで貯金者本人と確認できるような場合のほかは、単に貯金証書と届出印章を持っているということだけで本人と判定せずに、運転免許証などによって確認することも考慮すべきである。したがって、(5)の記述は正しい。

定期貯金の利息計算等

問 30 定期貯金の利息計算等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期貯金の中間利払利息は、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。
- (2) 固定金利型定期貯金、変動金利定期貯金ともに、預入期間中は約定利率を変えないことになっている。
- (3) 3月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は9月30日である。
- (4) 預入日が平成27年4月8日（水）で満期日が同年7月8日（水）とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は、91日である。
- (5) 期限後利息は解約日または書替継続日の組合所定の利率によって計算する。

正解率 51%

正解 (2)

↳ 解説

- (1) 定期貯金の中間利払利息は、単利型の定期貯金には適用されているが、複利型の定期貯金には適用されていない。複利型の場合には、複利計算によって

各種定期貯金の商品内容

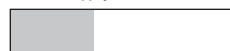
- 算出した利息を所定の利払日に元金へ組入れるので、現金払や指定口座への振替払等を行うことができないからである。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 固定金利型定期貯金は、預入期間中、約定利率を変えないことになっている。しかし、変動金利定期貯金で、預入時に顧客に示した約定利率のルールが、例えば6か月ごとに変更することになっている場合は、約定利率に変更があったとき変更後の利率を使って計算する。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 満期日の設定方法は、預入した月から暦に従って月数を数え、該当する月の預入日に相当する日を満期日とする。相当する日がない場合は、その月の月末を満期日とするので、3月31日に預入された6か月定期貯金の満期日は9月30日である。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 預入日が平成27年4月8日(水)で満期日が同年7月8日(水)とする3か月定期貯金の利息計算期間の日数は、91日である。貯金規定で、預入期間の日数計算は、預入日から満期日の前日までの日数「片端(入れ)」とし、利息は1年を365日として日割り計算する旨を規定しているのが一般的である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 満期日を経過して解約あるいは書替継続を行うときの期限後利息は、解約日または書替継続日の組合所定の利率(普通貯金利率としているところが多い)によって計算する。したがって、(5)の記述は正しい。

問 31 各種定期貯金の商品内容について、正しいものを1つ選びなさい(なお、商品内容については金融機関が一般的に取扱っているものとする)。

- (1) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象に、公募といった形で発行することも可能である。
- (2) 大口定期貯金の自動継続扱いは、「期日指定方式」と「定型方式」のいずれでも取扱ができるとしている金融機関が多い。
- (3) 期日指定定期貯金は、1年間の据置期間経過後で金融機関が定める最長預入期限内であれば、任意の日を満期日として指定できる。
- (4) スーパー定期貯金の半年複利型は個人、法人でも利用できる。
- (5) 変動金利定期貯金は、満期日までの期間中に金利が下がれば、固定金利の商品よりも有利に運用できる。

正解率 37%

正解 (3)



解説

- (1) 譲渡性貯金は、均一の条件で不特定多数を対象にする募集発行は行わずに、個別の交渉によって発行条件を決める相対発行の方法で行う。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 大口定期貯金の自動継続扱いは、「定型方式」のものに限って取扱ができるとしている金融機関が一般的である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 期日指定定期貯金の満期日は、預入日の1年経過後(据置期間満了日)か

らそれぞれの金融機関が定める最長預入期限（例えば3年）までの間の任意の日を指定することができる。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。

- (4) スーパー定期貯金の半年複利型の利用は個人に限定している。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 変動金利定期貯金は、満期日までの期間中に金利が上がれば、顧客は固定金利型の商品よりも有利に運用できる。変動金利型と固定金利型は、顧客と金融機関とでは利害が対立する。そこで、変動金利定期貯金を顧客に押しつけることは絶対に避け、理解と納得をえて預入してもらうように心掛けることが大切である。したがって、(5)の記述は誤りである。

定 期 積 金

問 32 定期積金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金は「諾成契約」であるとされ、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理すれば、第1回の掛金の払込がなくても契約は成立する。
- (2) 定期積金を満期日後に解約する場合の期限後利率は、各金融機関が自由に決められるが、解約日の普通貯金利率としているところが一般的である。
- (3) 給付補てん金は、所得税法上は雑所得として取扱われる。
- (4) 定期積金の鮮度比率（積金年齢）は、鮮度比率が低い（積金年齢が若い）ほど将来の資金増加の見込が高くなる。

- (5) 給付契約金の代表的なものとして目標式積金と定額式積金がある。目標式積金は、毎回の掛金を定め、毎月一定の日に払込むことにより満期日に給付契約金を受取るものである。

正解率 61%

正解 (5)



→ 解 説

- (1) 定期積金は当事者間の合意だけで成立する「諾成契約」であるとされ、金融機関が定期積金口座開設申込書を受理すれば、第1回の掛金の払込がなくても契約は成立する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期積金を満期日後に解約する場合の期限後利率は、各金融機関が自由に決められるが、解約日の普通貯金利率としているところが一般的である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 給付補てん金は利息ではないため、所得税法上は雑所得として取扱われる。なお、マル優の適用は受けられない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 定期積金の鮮度比率（積金年齢）は、払込掛金残高（積金残高）と給付契約金との比率のことで、 $\{積金残高 \div 給付契約金\}$ によって求められ、鮮度比率が低い（積金年齢が若い）ほど将来の資金増加の見込が高くなる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 目標式積金は、満期日に受け取る目標額（給付契約金）を定め、契約期間に応じて毎回の掛金を算出し、それを毎月一定の日に払い込むことにより満期日に給付契約金を受取るものである。

したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

定期積金の契約、受入れ、支払いや解約

問 33 定期積金の契約、受入、支払や解約

について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定期積金の掛金が所定の掛込日より遅れて入金した場合は、延滞日数に応じて延滞利息を徴収するか、その分だけ満期日を繰下げるか、いずれかの方法を取る。
- (2) 定期積金の満期管理では、継続率と定期振替率を高めることが大切である。
- (3) 中止満期支払いは、当初の契約条件が充足されなかったわけであり、組合には給付契約金額（掛金総額＋給付補てん金）を支払う義務はない。
- (4) 定期積金の掛金を決まった掛込日より前に入金した場合、先掛日数等に応じて満期日を繰上げる。
- (5) 現金と他店券とを一緒に受入れたときは、現金をいったん仮受金などに保留し、他店券が決済された日に一緒に払込の手続きをする。

正解率 80%

正解 (4)



解説

- (1) 定期積金の掛金が所定の掛込日より遅れて入金した場合は、延滞日数に応じて延滞利息を徴収するか、その分だけ満期日を繰下げるか、いずれかの方法を取る。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 定期積金の満期管理では、継続率と定期振替率を高めることが大切である。

したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 中止満期支払いは、当初の契約条件が充足されなかったわけであり、組合には給付契約金額（掛金総額＋給付補てん金）を支払う義務はない。その場合は、払い込まれた掛金残高と、「その掛金に対する掛込日から満期日の前日までの期間」について「中止満期支払利率」で計算した利息を加えた金額を返還することになる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 定期積金の掛金を決まった掛込日より前に入金した場合、満期日には、給付契約金額のほか先掛割引金を支払うことになり、先掛日数等に応じて満期日を繰上げることはしない。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 現金と他店券とを一緒に受入れたときは、現金をいったん仮受金などに保留し、他店券が決済された日に一緒に払込の手続きをする。したがって、(5)の記述は正しい。

外貨預金（外貨貯金）

問 34 外貨預金（外貨貯金）について、誤っ

ているものを1つ選びなさい。

- (1) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信買相場（TTB）が用いられる。
- (2) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。
- (3) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝110

円だった為替レートが、解約時に1ドル113円になった場合、ドルに対する円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。

- (4) 外貨預金は、預金（貯金）保険の対象外商品である。
- (5) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行われるまでの間に顧客に対して、重要事項の説明が義務づけられている。

正解率 43%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 外貨預金を組む場合に、預入する円資金を米ドル資金に転換（これをドル転ともいう）するが、この時に適用される外国為替相場は、対顧客電信売相場（TTS）が用いられる。したがって、(1)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (2) 外貨預金は顧客に対して証書・通帳を発行せずに、その都度「預かり通知書」を発行するステートメント方式である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 外貨預金を預入した時点で1ドル＝110円だった為替レートが、解約時に1ドル113円になった場合、ドルに対する円が安くなったことを意味し、「円安」あるいは「ドル高」になったという。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 外貨預金は、預金（貯金）保険の対象外商品である。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 外貨預金には「為替リスク」が伴うので、金融商品販売業者は販売が行わ

れるまでの間に顧客に対して、市場（価格変動）リスク、信用リスク、権利行使期間・解約期間の制限などの重要事項の説明が義務づけられている。したがって、(5)の記述は正しい。

国債および個人向け国債

問 35 国債および個人向け国債について、正しいものを1つ選びなさい（なお、本問において、個人向け国債の発行期限が3年もの（個人向け国債3年）を「3年もの」、5年もの（個人向け国債5年）を「5年もの」、10年もの（個人向け国債10年）を「10年もの」という）。

- (1) 国債は、金融商品取引法の規制対象商品で、販売・勧誘を行う際には、行為規制を守らなければならない。組合は、契約締結後に商品の仕組み等を記載した書面を顧客に交付する義務がある。
- (2) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、個人向け国債に限られる。
- (3) 個人向け国債「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。
- (4) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」とも、マル特（少額公債非課税制度）は利用できるが、マル優（少額貯蓄非課税制度）は利用できない。
- (5) 個人向け国債は、中途換金することができない。

正解率 66%

正解 (3)

↳ 解説

- (1) 国債は、金融商品取引法の規制対象商品で、組合が販売・勧誘を行う際には、

- 行為規制（販売・勧誘ルール）を守らなければならず、契約締結前に、商品の仕組み、リスク、コストがわかるように記載した書面を顧客に交付する義務がある。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 現在、JAの窓口で販売できる国債は、新窓販国債と個人向け国債である。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 個人向け国債「5年もの」は固定金利制、「10年もの」は変動金利制である。したがって、(3)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (4) 個人向け国債「3年もの」「5年もの」「10年もの」とも、マル特（少額公債非課税制度）、マル優（少額貯蓄非課税制度）を利用できる。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 個人向け国債の中途換金については、農林中金を經由し、日本銀行（国庫整理基金）に売り渡すことで中途換金することができる。ただし、個人向け国債は1年間、中途換金することができない期間があるため、注意が必要である。したがって、(5)の記述は誤りである。

クレジットカードとデビットカード

問 36 クレジットカードとデビットカードについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) クレジットカードが日常生活の新しい決済手段として急拡大しており、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まりが向上する。
- (2) クレジットカードの取引は、カード会社、カード会員の2者間の取引である。

- (3) デビットカード（J-Debit）は、現在持っているキャッシュカードがそのまま買物に使えるうえ、クレジットカードのような年会費の負担がない。
- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合は、クレジットカードの機能に制限が加わるだけでなく、会員資格がカード有効期限内に失効したりカードの更新が中止となることもある。
- (5) JAカードは、一体型カード（クレジットカード+ICキャッシュカード）を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、JAカード移動会員の獲得に注力していく必要がある。

正解率 87%

正解 (2)



解説

- (1) クレジットカードが日常生活の新しい決済手段として急拡大している。これに伴いお客様は、決済口座に貯金を集約するため、クレジットカードの決済口座を獲得することで貯金の歩留まりが向上する。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) クレジットカードの取引は、カード会社、加盟店、カード会員の3者間の取引である。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) デビットカード（J-Debit）は、現在持っているキャッシュカードがそのまま買物に使えるうえ、クレジットカードのような年会費の負担がない。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) クレジットカードの利用代金は、毎月指定日に指定の貯金口座から口座振替で支払われるが、万一残高不足等で決済がなされない場合は、クレジットカードの機能に制限が加わるだけでなく、会員資格がカード有効期限内に失効したりカードの更新が中止となることもある。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) JA カードは、一体型カード(クレジットカード+IC キャッシュカード)を中心に据え、あわせて公共料金のカード決済をセットし、JA カード稼働会員の獲得に注力していく必要がある。したがって、(5)の記述は正しい。

●貯金業務関連知識と手形・小切手

貯金の譲渡・質入等

問 37 貯金の譲渡・質入等について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 貯金の質入とは、貯金者が組合に対して持っている貯金の返還請求権を、債権者のために担保として差入れる財産処分のことである。貯金債権のうえに質権を設定することをいう。
- (2) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られるが、質権者は貯金債務者(組合)に限らない。
- (3) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計され、当然のことながら譲渡・質入ができる。
- (4) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。貯金の債務者である組合からみれば、貯金者AがBに変わることになる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときは、担保

ある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。

- (5) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときでも、担保差入証に確定日付を徴求する必要がある。

正解率 59%

正解 (5)



解説

- (1) 貯金の質入とは、貯金者が組合に対して持っている貯金の返還請求権を、債権者のために担保として差入れる財産処分のことである。貯金債権のうえに質権を設定することをいう。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 貯金の質入では、質権設定者は貯金者に限られるが、質権者は貯金債務者(組合)に限らない。第三者である場合もある。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 譲渡性貯金は、当初から譲渡可能な貯金として設計され、当然のことながら譲渡・質入ができる。「債権は譲渡することができる」と定めた民法の規定がそのまま適用されている。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 貯金の譲渡とは、貯金者が組合に預けてある貯金の返還請求権を、その同一性を保ちながら第三者との契約によって、その第三者に移転する財産処分行為のことである。貯金の債務者である組合からみれば、貯金者AがBに変わることになる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 自組合貯金に質権を設定する場合、相殺による回収が可能なときは、担保

差入証に確定日付を押さなくても債権保全上支障がないので、実務上は確定日付の徴求を省略している。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

貯金に対する強制執行

問 38 貯金に対する強制執行について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。
- (2) 債権者Aが裁判所に申立てをして、債務者Bの貯金に対する差押命令をBと組合に送達してもらった場合、Aを差押債権者、Bを第三債務者、組合を差押債務者という。
- (3) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから1週間を経過したときに確定して効力を生じる。
- (4) 仮差押と滞納処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、滞納処分による差押が優先する。
- (5) 貯金に対する差押命令とは、債務名義（例えば確定判決）に基づいて、裁判所から貯金者および組合に対して、「貯金の処分を禁止する」旨を指示した命令のことをいう。

正解率 51%

正解 (2)

解説

- (1) 転付命令とは、差押えた債務者の第三債務者に対する債権を支払に代えて券面額をもって差押債権者に移転させる裁判所の命令である。つまり債権者が差押えた貯金を、その額面金額で差押債権者名義の貯金に替える裁判所の命令のことをいう。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 債権者Aが裁判所に申立てをして、債務者Bの貯金に対する差押命令をBと組合に送達してもらった場合、Aを差押債権者、Bを差押債務者、組合を第三債務者という。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 転付命令は貯金者と組合の双方に送達されるが、貯金者に送達されてから1週間を経過したときに確定して効力を生じる。この1週間の間に貯金者に不服があれば異議申立（これを執行抗告という）ができるので、この執行抗告期間中は、転付命令の効力は未確定の状態にある。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 仮差押と延滞処分による差押が競合したときは、どちらが先行もしくは後行であっても、滞納処分による差押が優先する。組合は、第三債務者として、滞納処分によって差押えられた範囲で、徴収職員の取立に応じて支払っても差し支えなく、差押えられた貯金の全額を供託所に供託することもできる。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 貯金に対する差押命令とは、債務名義（例えば確定判決）に基づいて、裁判所から貯金者および組合に対して、「貯金の処分を禁止する」旨を指示した命令のことをいう。したがって、(5)の記述は正しい。

相 続 制 度

問 39 相続制度について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 限定承認とは、相続財産中の積極財産の限度内で負債の弁済をするという条件付で相続する方法である。限定承認は相続人が複数のときも、各相続人は単独で行うことができる。
- (2) 被相続人との婚姻の届をしていない、いわゆる内縁関係の夫婦にも、お互いに相続権がある。
- (3) 非嫡出子の法定相続分は嫡出子の2分の1である。
- (4) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっている。
- (5) 遺産はすべて相続人に承継され、遺産の一部を他人に与えることはできない。

正解率 47%

正解 (4)



解説

- (1) 限定承認とは、相続財産中の積極財産の限度内で負債の弁済をするという条件付で相続する方法である。限定承認は相続人が複数のときは、共同相続人の全員が共同して行うことが必要であり、しかも、相続放棄と同様、自己のために相続開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所に限定承認の申述の手続きをしないと認められない。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 配偶者は、被相続人との婚姻を届け出ている戸籍上の夫婦関係にある者で

なければならず、婚姻の届をしていない、いわゆる内縁関係の夫婦には、お互いに相続権がない。したがって、(2)の記述は誤りである。

- (3) 非嫡出子の法定相続分は嫡出子と同じである。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 相続財産については、共有説と合有説との理論上の対立があるが、判例は共有説の立場をとっており、相続財産は民法で定める相続人の相続分どおり分割され、各相続人はその持分の処分について、自由に権利の行使ができるとしている。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 遺産はすべて相続人に承継されるとは限らず、遺言によって他人に与えることを定めておくこともできる。これを遺贈といい、遺贈を受けた人を受遺者という。したがって、(5)の記述は誤りである。

貯 金 の 相 続 手 続

問 40 貯金の相続手続について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 相続人中に、未成年者とその親権者がいるときの遺産分割協議は利益相反行為であるので、家庭裁判所による未成年者のための特別代理人の選任が必要である。
- (2) 遺産の分割は、法定相続人全員の合意のもとに行うので、法定相続人が一人でも不参加あるいは反対のときは遺産分割協議は成立しない。
- (3) 相続人が一人の場合、払戻請求のあった相続人に対して一応遺言書の有無を確かめ

たうで、存在することが確認できなければ、遺言書はないものとして取扱っても差し支えない旨の判例がある。

- (4) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し支払差止措置をとる。
- (5) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、これに応じる義務はない。

正解率 73%

正解 (5) 

↳ 解説

- (1) 相続人中に、未成年者とその親権者がいるときの遺産分割協議は利益相反行為であるので、家庭裁判所による未成年者のための特別代理人の選任が必要である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 遺産の分割は、法定相続人全員の合意のもとに行うので、法定相続人が一人でも不参加あるいは反対のときは、遺産分割協議は成立しない。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 相続人が一人の場合、払戻請求のあった相続人に対して一応遺言書の有無を確かめたうで、存在することが確認できなければ、遺言書はないものとして取扱っても差し支えない旨の判例がある。また、遺言に基づく貯金の取扱の申出があった場合でも、その遺言に対して関係者間で争いがあるような場合は、遺言書だけを過信することなく、家庭裁判所の調停あるいは審判によって、貯金の帰属が明確になるのを待つ

て、支払に応ずるような慎重な配慮も必要である。したがって、(3)の記述は正しい。

- (4) 貯金者の死亡届が提出されたとき、または死亡した事実を知ったときは、まず死亡者に帰属する貯金を確認し支払差止措置をとる。死亡者に帰属する貯金を無権利者に払い戻されないように注意することが大切である、したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 金融機関は、共同相続人の一人からの相続貯金についての取引履歴開示請求があった場合、その請求が通常取引履歴照会の範囲を超える場合や権利の濫用と考えられる場合を除いてこれに応じる義務があることが最高裁判例によって確定している。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性

問 41 手形(手形行為)・小切手(小切手行為)の特性について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形・小切手は要式証券といわれ、法律上の厳格な方式が必要とされ、それが満たされなければ、効力は生じない。
- (2) 商取引に基づいて、いったん手形等が振出されると、たとえその後で、商取引が解約されても、振出された手形等を所持している人の権利は失われない。
- (3) 10万円と書くのを誤って10百万円と記載して手形を振出しても、その手形の善意取得者は10万円しか請求することができない。
- (4) 約束手形と為替手形の場合の遡求権は、

拒絶証書の日付から1年、拒絶証書不要のときは支払期日から1年、小切手の裏書人、振出人その他の債務者に対する小切手所持人の遡求権は呈示期間経過後6か月である。

- (5) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。

正解率 65%

正解 (3)

解説

- (1) 手形・小切手は要式証券といわれ、法律上の厳格な方式が必要とされ、それが満たされなければ効力は生じない。例えば手形法で定められている手形要件が一つでも記載されていない約束手形は、原則として無効になる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 商取引に基づいて、いったん手形等が振出されると、たとえその後で、商取引が解約されても、振出された手形等を所持している人の権利は失われない。このように、手形・小切手は、振出の原因や理由が有効に存在する必要はまったくない無因証券である。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 10万円と書くのを誤って10百万円と記載して手形を振出すと、その善意取得者は証券面に記載された文言どおり、10百万円の金額を請求できる。このように証券の表章する権利の内容が証券の文言のみによって決定される有価証券を文言証券という。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 約束手形と為替手形の場合の遡求権は、拒絶証書の日付から1年、拒絶証

書不要のときは支払期日から1年、小切手の裏書人、振出人その他の債務者に対する小切手所持人の遡求権は呈示期間経過後6か月である。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 手形・小切手には、金額が必ず書かれているので、金銭債権的証券という性質がある。したがって、(5)の記述は正しい。

約束手形の要件等

問 42) 約束手形の要件等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形を振出す場合、受取人が法人のときは、法人名のほかに代表資格とその氏名を書く必要がある。
- (2) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を無益的記載事項という。
- (3) 支払期日のうち、「一覧払」とは、手形に特定の年月日を記入し、その日を支払期日とするものである。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出したものとみなされる。
- (5) 手形金額は必ず本国通貨で表示しなければならない。数字も漢数字で表示しなければならない。

正解率 45%

正解 (4)

解説

- (1) 約束手形を振出す場合、受取人が法人のときは、法人名だけを書けばよく、代表者名まで書く必要はない。したがっ

て、(1)の記述は誤りである。

- (2) 手形面に記載すると、記載した事項だけでなく、手形全体が無効になってしまう事項を有害的記載事項という。したがって、(2)の記述は誤りである。
- (3) 支払期日のうち、「一覧払」とは、特定の年月日を記入せずに、手形所持人が支払呈示した日を支払期日とするものである。ただし、統一手形用紙に印刷されている支払期日欄が空白の手形は一覧払手形ではなく、満期日白地の手形と認める判例が多くあるため、一覧払手形を作成するときは、この年月日の印刷を抹消するか「一覧払」等と明確に一覧払であることを記載する必要がある。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 振出地が記載されていない約束手形は、振出人の名称に付記されている地において振出したものみなされる。したがって、(4)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (5) 手形金額は自国通貨や外国通貨で表示してもよく、数字も漢数字やアラビア数字で表示してもよい。したがって、(5)の記述は誤りである。

白地手形および約束手形の裏書

問 43 白地手形および約束手形の裏書について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めているが、これを裏書の担保的効力という。
- (2) 裏書の日付は、必ず記載するよう手形法

で規定されている。

- (3) 裏書人は振出人と違って手形の絶対的支払義務者ではなく、担保責任を負わない旨を記載した裏書をすれば、無担保裏書をした裏書人は担保責任を免れることができる。
- (4) 裏書の資格授与的効力とは、裏書が連続していると、手形に被裏書人として記載された者は、その裏書によって権利を取得したものと推定されるということである。
- (5) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示といえないことから、金融機関としては白地を補充してから再度呈示してほしいと要求することもできる。

正解率 61%

正解 (2)

解説

- (1) 手形法では、裏書によって裏書人は、譲受人とその後者に対して、手形の支払を担保する義務を負う旨を定めているが、これを裏書の担保的効力という。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 手形法は、裏書の必要的記載事項を裏書文言と裏書人の署名（記名捺印）のみとしており、裏書の日付は記載されなくても差し支えない。したがって、(2)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (3) 裏書人は振出人と違って手形の絶対的支払義務者ではなく、担保責任を負わない旨を記載した裏書をすれば、無担保裏書をした裏書人は担保責任を免れることができる。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 裏書の資格授与的効力とは、裏書が

連続していると、手形に被裏書人として記載された者は、その裏書によって権利を取得したものと推定されるということである。したがって、(4)の記述は正しい。

- (5) 未完成の白地手形をそのまま金融機関に呈示することは、有効な呈示といえないことから、金融機関としては白地を補充してから再度呈示してほしいと要求することもできる。ただし、支払呈示は、呈示期間内（支払期日を含めた3取引日以内）にされなければならないという制限がある。したがって、(5)の記述は正しい。

約束手形の支払い

問 44 約束手形の支払いについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 約束手形を支払呈示期間経過後に支払呈示すると、手形所持人は遡求権を行使できなくなる。
- (2) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる。
- (3) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、再遡求することができる。
- (4) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。
- (5) 確定日払の約束手形の支払呈示期間は、例えば、6月30日(月)が支払期日(支払をなすべき日)だとすると、6月30日(月)、

7月1日(火)の2日間である。

正解率 69%

正解 (5)



解説

- (1) 約束手形を支払呈示期間経過後に支払呈示すると、手形所持人は遡求権を行使できなくなる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 約束手形の振出人は、手形上の債務者として絶対的な支払義務を負っており、手形上の権利が時効で消滅しない限り手形債務はなくなる(しかし、当座勘定規定では、「手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払う」と特約しているので、呈示期間経過後に支払場所である金融機関に支払呈示しても、その金融機関は、当然のことながら支払を拒絶し、手形は不渡になる)。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 遡求義務を履行して手形を受戻し、その手形の所持人となった者は、自分の前者である遡求義務者に対して、自分の支払った全金額とその金額に対する支払日以降の利息を請求することができる。これを再遡求という。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 手形上の権利は約束手形用紙に約束手形要件を記入することで発生し、約束手形に裏書することで移転する。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 確定日払の約束手形の支払呈示期間は、例えば、6月30日(月)が支払期日(支払をなすべき日)だとすると、6月30日(月)、7月1日(火)、7月2

日（水）の3日間である。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

為替手形の仕組み、約束手形との相違点

問 45 為替手形の仕組み、約束手形との相違点について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 為替手形は同一人が2当事者を兼ねることも認められるので、これを利用すると約束手形と同じ働きをすることができる。
- (2) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言を記載して署名する略式引受と、為替手形上に署名するだけの正式引受がある。
- (3) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負い、しかも支払期日から2年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求をすることができる。
- (4) 為替手形の引受呈示があった場合、支払人は直ちに引受をするかどうかを決める必要がある。
- (5) 為替手形は支払委託証券であるが、約束手形は支払委託証券である。

正解率 21%

正解 (1)

↳ 解説

- (1) 為替手形は同一人が2当事者を兼ねることも認められるので、これを利用すると約束手形と同じ働きをすることができる。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 為替手形の引受の方法には、「引受」またはこれと同一の意味を持つ文言(例

えば、「支払を承認」)を記載して署名する正式引受と、為替手形上に署名するだけの略式引受がある。したがって、(2)の記述は誤りである。

- (3) 為替手形の引受によって、支払人は引受人となり、手形上の債務者となって、支払期日に手形金の支払をする義務を負い、しかも支払期日から3年間は、所持人はいつでも引受人に支払請求をすることができる。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 為替手形の引受呈示があった場合、支払人は直ちに引受をするかどうかを決める必要はない。支払人が振出人にその手形の真偽について照会する必要があることもあるので、翌日まで考慮する時間が与えられている。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 為替手形は支払委託証券であり、約束手形は支払約束手形である。したがって、(5)の記述は誤りである。

小切手の振出・譲渡・支払い

問 46 小切手の振出・譲渡・支払について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 小切手は振出人が支払人（金融機関）に対して支払を委託して発行される有価証券である。
- (2) 小切手を「信用の用具」にするのを防ぐために、小切手法では支払人（支払金融機関）は小切手の保証ができない旨を定めている。
- (3) 小切手の金融機関への呈示は、振出日の翌日から起算して10日のうちに行なければならない。

- (4) 小切手の呈示期間には、土曜・日曜や祝日などの休日は含まれず、呈示期間の最終日が土曜・日曜や祝日などの休日にあたるときは、その前営業日までとなっている。
- (5) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また先日付であっても差し支えない。

正解率 72%

正解 (4)



↳ 解説

- (1) 小切手とは、商取引等において資金を支払う必要が生じた場合に、現金で支払う代わりに、振出人が支払人（金融機関）に対して一定の金額を自分の当座勘定から支払を委託して発行される有価証券である。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 小切手を「信用の用具」にするのを防ぐために、小切手法では支払人（支払金融機関）は小切手の保証ができない旨を定めている。したがって、(2)の記述は正しい。
- (3) 小切手法により、小切手の金融機関への呈示は、振出日の翌日から起算して10日のうちにしなければならない。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 小切手法により、小切手の呈示期間には、土曜・日曜や祝日などの休日も含み、呈示期間の最終日が土曜・日曜や祝日などの休日にあたるときは、その翌営業日までとなっている。したがって、(4)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (5) 小切手の振出日は、実際の振出日でなくてもよく、また先日付であっても

差し支えない。したがって、(5)の記述は正しい。

線 引 小 切 手

問 47 線引小切手について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 一般線引小切手の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。
- (2) 小切手法上、「一般線引」を「特定線引」にすることは認められているが、「特定線引」を「一般線引」にすることは禁止されている。
- (3) 小切手の線引方法は、小切手の表面上の角の部分に2条（2本）の平行線を記入するだけで効力が発生する。ただし、線引は振出人だけが記入でき、小切手を受取った所持人は記入することはできない。
- (4) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、当座勘定規定で特約している。
- (5) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消することは認められていない。

正解率 62%

正解 (3)



↳ 解説

- (1) 一般線引小切手にした場合の効力は、①支払先が制限されること、②金融機関が小切手を受入れる相手方も制限されることである。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 小切手法上、「一般線引」を「特定線引」にすることは認められているが、「特

定線引」を「一般線引」にすることは禁止されている。「一般線引」を「特定線引」にすることは、小切手の支払が受けられる者の範囲を狭くするわけで、小切手法上認められている。しかし、「特定線引」を「一般線引」にすることは、逆に小切手の支払が受けられる者の範囲を拡大することになるので、小切手法上は禁止している。したがって、(2)の記述は正しい。

- (3) 小切手の線引方法は、小切手の表面上の角の部分に2条(2本)の平行線を記入するだけで効力が発生する。線引は振出人だけでなく、これを受取った所持人でも記入することができる。したがって、(3)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。
- (4) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができる旨、当座勘定規定で特約している。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 一般線引の線引自体を抹消して線引のない小切手にしたり、被指名金融機関の名称を抹消したりすることは認められていない。このような線引の抹消を認めると、支払を受けられる者の範囲を拡大することになって、線引制度の意味がなくなるためである。したがって、(5)の記述は正しい。

手形・小切手の紛失

問 48 手形・小切手の紛失について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形を紛失した者は、公示催告をすこ

とにより、支払義務者に紛失手形の金額と同金額の供託を求めることができ、そのほか、紛失者が相当の担保を提供して、支払を求めることができる。

- (2) 自己宛小切手を紛失した場合、金融機関は発行依頼人からの紛失申出を受けて、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶をすることができる。
- (3) 新聞に「手形紛失無効広告」(手形を紛失したので、その手形を無効にするという内容の広告)を掲載すれば、この広告だけで手形を無効にすることができる。
- (4) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合でも、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することができる。
- (5) 手形を紛失した場合、公示催告、除権決定によって紛失手形を無効にする必要があるが、公示催告は、手形記載の支払地を管轄している警察署に申立てる。

正解率 39%

正解 (1)

解説

- (1) 手形を紛失した者は、公示催告をすることにより、支払義務者に紛失手形の金額と同金額の供託を求めることができ、そのほか、紛失者が相当の担保を提供して、支払を求めることができる。したがって、(1)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (2) 自己宛小切手を紛失した場合、振出人も支払人も金融機関自身であり、発行依頼人からの紛失申出であっても、支払委託の取消等を理由とする支払拒絶はできない。したがって、(2)の記述

は誤りである。

- (3) 新聞に「手形紛失無効広告」(手形を紛失したので、その手形を無効にするという内容の広告)を掲載しても、この広告だけで手形を無効にすることはできない。したがって、(3)の記述は誤りである。
- (4) 手形・小切手の紛失者が約束手形・小切手の振出人や為替手形の引受人でない場合には、金融機関に対して、絶対に支払わないよう要求することはできない。そこで、紛失者は手形・小切手の支払義務者(振出人または引受人)に紛失の旨を連絡して、支払義務者から支払金融機関にその手形・小切手の事故届の提出を依頼する。これによって、支払金融機関に対する支払委託は取り消されたことになる。したがって、(4)の記述は誤りである。
- (5) 手形を紛失した場合、紛失した人は公示催告、除権決定によって紛失手形を無効にする必要がある。公示催告は、手形記載の支払地を管轄している簡易裁判所へ申立てる。したがって、(5)の記述は誤りである。

手形交換制度、取引停止処分制度

問 49 手形交換制度・取引停止処分制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 参加金融機関は、利札、郵便為替証書、配当金領収証、その他金額が確定した証券で、当該金融機関が領収すべき権利の明らかかなものであれば、交換に持出すことができる。
- (2) 取引停止処分制度は、特別の法的根拠

に基づくものではなく、各地の手形交換所が規則で定めている私的制裁措置であり、取引停止処分の効果は、その手形交換所の参加金融機関だけに及び、他の手形交換所の参加金融機関にまでは及ばない。

- (3) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。
- (4) 同一取引先が同一交換日に何件もの不渡を出しても、その回数は1回の不渡とされる。
- (5) 手形交換所では、第1回目の不渡届が提出されると、手形交換日から起算して3営業日目に手形・小切手の振出人等の名称、住所、資本金、支払金融機関名を不渡報告に掲載して参加金融機関に通知する。

正解率 47%

正解 (5)

解説

- (1) 手形交換所規則では、手形と小切手は、すべて交換に持出すことを義務づけており、また、手形交換所参加金融機関は、利札、郵便為替証書、配当金領収証、その他金額が確定した証券で、当該金融機関が領収すべき権利の明らかかなものであれば、交換に持出すことができる。したがって、(1)の記述は正しい。
- (2) 取引停止処分制度は、特別の法的根拠に基づくものではなく、各地の手形交換所が規則で定めている私的制裁措置であり、取引停止処分の効果は、その手形交換所の参加金融機関だけに及び、他の手形交換所の参加金融機関にまでは及ばない。したがって、(2)の

記述は正しい。

- (3) 取引停止処分は、手形交換所参加金融機関から手形交換所に対し、6か月以内に2回の不渡届が提出されたときに行われる。「6か月以内に2回の不渡届」という場合の期間計算は、不渡届の対象となった手形の交換日を基準とする。したがって、(3)の記述は正しい。
- (4) 取引停止処分の手続において、同一取引先が同一交換日に何件もの不渡を出しても、その回数は1回の不渡とされ、6か月以内に2度目の不渡届が提出されることなく経過すれば、不渡報告の効力は消滅する。したがって、(4)の記述は正しい。
- (5) 手形交換所では、第1回目の不渡届が提出されると、手形交換日から起算して4営業日目に手形・小切手の振出人等の名称、住所、資本金、支払金融機関名を不渡報告に掲載して参加金融機関に通知する。ただし、異議申立があったとき等は不渡報告から除外される。したがって、(5)の記述は誤りであり、これが本問の正解である。

手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等

問 50 手形・小切手の不渡届、不渡手形の返還方法等について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは、持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならないが、行内交換手形・小切手等については不渡届の提出義務はない。

- (2) 手形交換所規則で定められている0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は、0号不渡事由が優先し、不渡届の提出は不要である。
- (3) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復した場合でも、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することはできない。
- (4) 手形交換所で交換された手形が、呈示期間経過後のため不渡となった場合には、不渡届を速やかに提出しなければならない。
- (5) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は、第2号不渡事由に該当する。

正解率 50%

正解 (2)



解説

- (1) 手形交換所で交換された手形・小切手が不渡になったときは、持帰金融機関および持出金融機関の双方から手形交換所に対して不渡届を提出しなければならないが、行内交換手形・小切手等についても不渡届の提出が義務づけられている。なお、店頭呈示手形・小切手については支払金融機関の任意とされている。したがって、(1)の記述は誤りである。
- (2) 手形交換所規則で定められている0号不渡事由と第1号または第2号不渡事由とが重複した場合は、0号不渡事由が優先し、不渡届の提出は不要である。したがって、(2)の記述は正しく、これが本問の正解である。
- (3) 手形交換所の参加金融機関は、取引停止処分を受けた取引先について、信用が著しく回復したとき、その他相当

と認められる理由があるときは、手形交換所に取引停止処分の解除を請求することができる。したがって、(3)の記述は誤りである。

(4) 手形交換所で交換された手形が、呈示期間経過後の事由で不渡となった場合は、0号不渡事由に該当するので不渡届を提出する必要はない。したがって、(4)の記述は誤りである。

(5) 「資金不足」「取引なし」に該当する事由は、第1号不渡事由に該当し、不渡届を提出しなければならない。したがって、(5)の記述は誤りである。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	5	11	4	21	3	31	3	41	3
2	4	12	3	22	2	32	5	42	4
3	3	13	2	23	1	33	4	43	2
4	2	14	4	24	4	34	1	44	5
5	4	15	2	25	5	35	3	45	1
6	1	16	3	26	3	36	2	46	4
7	3	17	1	27	2	37	5	47	3
8	5	18	5	28	5	38	2	48	1
9	2	19	4	29	4	39	4	49	5
10	5	20	2	30	2	40	5	50	2